

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
調達仕様書								
1	調達仕様書	5	16	第1章 概要 5.1 カジ管LANシステムの概要	1	「将来的には、カジノ監督業務といった委員会独自の業務で利用する業務システムを別途構築予定」との記載がありますが、カジノ監督業務は、カジ管LANシステム上で動作させる予定でしょうか。 カジ管LANシステム上で動作させる予定である場合、本調達でカジノ監督業務向けのリソースを準備する必要がありますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	将来的には、カジノ監督業務を別途構築予定であり、カジ管LANシステムに接続する可能性はありますが、本調達でカジノ監督業務向けのリソースを準備する必要はございません。 なお、本調達では、物理的にも論理的にも隔離され、独立した「特定業務用システム」を準備することは調達範囲となります。
2	調達仕様書	5		第1章 概要 5.1 カジ管LANシステムの概要	3	「カジ管LANシステムは、カジ管事務室、データセンタ、バックアップセンタ及びクラウドサービスで構成され、各拠点をWANで接続し、…」とありますが、「クラウドサービス」は拠点の1つとなりますでしょうか。その場合、「クラウドサービス」についてもWAN接続が必要となりますでしょうか。WAN接続の必要性有無について、明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見として承りましたが、調達仕様書の通りとします。 カジ管事務室、データセンタ、バックアップセンタはWAN接続を行う必要がありますが、クラウドサービスについてはその限りではございません。クラウドサービスの特性を考慮し、安全性を確保した接続方法をご提案ください。
3	調達仕様書	27		第5章 作業の実施体制・方法 1.2.1 全体体制 (5) 運用・保守業務統括組織	3	(5) の役割・担当については、図5-2-2に記載がありません。誤解を生じさせないよう、体制図にも明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。 第5章 作業の実施体制・方法 1.2 運用・保守時体制 1.2.1 全体体制 図5-1-2 運用・保守時における体制 また、(5) の役割に関して以下に記載の通りです。「運用・保守業務統括責任者」、「運用・保守業務統括マネージャ」、「運用・保守担当グループ」を含みます。 第5章 作業の実施体制・方法 1.2 運用・保守時体制 1.2.1 全体体制 (5) 運用・保守業務統括組織
4	調達仕様書	27		第5章 作業の実施体制・方法 1.2.1 全体体制 (5) 運用・保守業務統括組織 (9) カジ管事務室運用・保守業務責任者	3	(5) (9) の役割・担当については、図5-2-2に記載がありません。誤解を生じさせないよう、体制図にも明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	(5) の役割に関しては、以下に記載の通りです。「運用・保守業務統括責任者」、「運用・保守業務統括マネージャ」、「運用・保守担当グループ」を含みます。 第5章 作業の実施体制・方法 1.2 運用・保守時体制 1.2.1 全体体制 (5) 運用・保守業務統括組織 また、「(9) カジ管事務室運用・保守業務責任者」は、「(6) 運用・保守業務統括責任者」と役割等が重複するため、削除いたします。
5	調達仕様書	29	12	第5章 作業の実施体制・方法 1.2.3 対応時間等 (2) ハードウェア保守対応	2	「ネットワーク機器及びサーバ機器のオンサイトによるハードウェア保守対応時間は、平日9:30~18:15とする。」との記載に関して、保守対応時間外に障害等が発生した場合は、翌平日9:30以降の対応となる認識で問題ございませんでしょうか。	要件を明確化するため。	ご認識の通りです。 ただし、以下の要件の通り、時間や実施場所に関わらず対応が発生する場合があります。 第5章 作業の実施体制・方法 1.2 運用・保守時体制 1.2.3 対応時間等 (3) 除外条件

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
6	調達仕様書	32		第5章 作業の実施体制・方法 2.2.2 運用・保守業務統括マネージャ	1	「ITIL 資格認定機関が認定するITIL 認定のうち、ITIL Master、Expert、又は情報処理技術者試験 IT サービスマネージャ（2008 年度以前に試験実施のテクニカルエンジニア（システム管理）を含む）のいずれかを保有すること。」とあります。ITスキル標準（ITSS）等を用いて上記資格と同一レベルのスキルを保有することを証明できれば要件を満たす形で仕様の変更をお願いします。	資格相当のスキルでもアサイン可能とし、要員の選択肢を広げるため。	本要件は、カジ管LANシステムにおいて必須要件であるため、調達仕様書の通りとします。
7	調達仕様書	33		第5章 作業の実施体制・方法 2.2.4 セキュリティ担当	4	セキュリティ担当に求められる要件（フォレンジック能力や各種セキュリティに対する分析能力）は高度なスキルを要します。他省庁と同様に、SOC及びCSIRT支援要員として別調達とされることを推奨します。	コストインパクトが大きいため。	本要件は、カジ管LANシステムにおいて必須要件であるため、調達仕様書の通りとします。セキュリティ専門の分析要員等の配置については、ご提案ください。
8	調達仕様書	34		第5章 作業の実施体制・方法 3 作業場所等	3	「電話回線は最大3回線」とありますが、外線電話としての利用も可能でしょうか。運用保守上、外線電話での対応が必要となるため、利用可能かどうかを明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	外線電話として利用可能です。
9	調達仕様書	45		第9章 再委託	3	「再委託の相手方の社名、業務を実施する者の氏名等について記載した書面を、あらかじめカジ管PJMOに提出し、」とありますが、提案時ではなく、契約締結後に提出・承認依頼を行う形で良いでしょうか。提出・承認依頼のタイミングについて明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見として承りましたが、調達仕様書の通りとします。契約締結後、速やかにご提出ください。
10	調達仕様書	47	5	第10章 その他特記事項 2.1 クラウドサービスの選定条件	3	「ISO/IEC27017もしくはJIS Q27017認証を取得している、または同等のセキュリティ施策を講じている事」を「データセンタやシステム基盤等、クラウドサービスの構成要素の一部ではなく、クラウドサービス自体がISO/IEC27017もしくはJIS Q27017認証を取得している、または同等のセキュリティ施策を講じている事」に変更することをご提案します。	現状では、データセンタやクラウドのIaaS環境のみISO等の認証取得した環境を活用したクラウドサービスの導入が可能に読み取れるため、安全性・品質担保のため、クラウドサービス自体が認証取得している事と明示することが望ましいと考えます。	ご意見として承りましたが、調達仕様書の通りとします。
11	調達仕様書	50	3	第10章 その他特記事項 2.6 損害賠償	2	「本調達事業者が契約上の義務違反を行ったことにより、委員会が損害を被った場合は、損害賠償を請求することができるものとする。」との記載に関して、損害賠償の上限金額は契約金額としていただきたい。	上限金額の設定がない場合、コストが増加する可能性があると考えるため。	ご意見として承りましたが、調達仕様書の通りとします。
12	調達仕様書	50	23	第10章 その他特記事項 6 その他	2	「カジ管PJMOからの本調達業務の各作業に関する問合せに対しては、速やかに対応すること。また、事務局内外で開催される打合せ等の会議について、カジ管PJMOからの求めに応じて参加し、必要な調整等を実施すること。」との記載に関して、年間で開催される打合せ等の会議の想定回数をご教示ください。	要件の明確化のため。	進捗に応じて開催頻度は変更されていくものと考えており、年間で開催される打ち合わせ等の会議の想定回数については、応札事業者が実施された同等規模案件の実績から類推し、ご提案ください。
13	調達仕様書	1		別紙3	3	No. 6 EVM進捗管理表の提出時期は「契約締結後2週間以内（キックオフミーティング）」と記載がありますが、調達仕様書P.10には、キックオフミーティングは契約締結後1週間以内を目途とあります。EVM進捗管理表の提出時期について、念のため確認と修正をお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見を参考に、別紙3. カジ管LANシステム 成果物一覧の一部を変更いたします。キックオフミーティングは契約締結後1週間以内実施して頂きます。また、契約締結後、2週間以内に、スケジュール、回線導入計画書、EVM進捗管理表を提示して頂きます。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
14	調達仕様書	1		別紙3	3	No. 6 EVM進捗管理表について、PJMO支援事業者が主導し作成となっていますが、調達事業者が実施する開発業務の進捗管理を目的とした資料だと思いますので、調達事業者が「主導して作成」ではないでしょうか。	要件を明確にするため。	ご意見を参考に、別紙3. カジ管LANシステム 成果物一覧の一部を変更いたします。 なお、PJMO支援事業者は調達事業者が提示するEVMの報告内容を精査・分析・確認する役割であるため「○」としてあります。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
15	要件定義書	3		第2章 機能要件 1.1.1 基本要件	1	Webプロキシで行う認証をSSOの対象とした場合、以下の目的の意味をなさない為、SSOの対象から除外してもよいと考えます。Web閲覧のSSOについては、仮想ブラウザへのログインまででよろしいでしょうか。 ■Webプロキシで認証を行う理由は、不正プログラムが利用者の認識していない際のインターネット通信を認証等でブロックする為	要件の実現性を考慮。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 ただし、Webプロキシで認証を行わない場合、ユーザ単位でのコンテンツフィルタリングルールの適用が困難となるため、要件定義書の一部を修正いたします。 第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (2) コンテンツフィルタリング要件 ・グループ単位でフィルタリングルールを適用できること。 ・ユーザ単位でフィルタリングルールを適用できること。 ・アクセスログの中から、ユーザ名、グループ名、ブロック状況等を指定し必要な情報を抽出可能なこと。
16	要件定義書	4		第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件	3	「人事異動に伴うデータ移行期間を踏まえ、必要となる仮想デバイス数も用意すること。」とあります。費用積算のため、必要となる仮想デバイス数を明記いただきたくお願いします。	費用積算のため。	ご意見を参考に、要件定義書（案）の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件 ・人事異動に伴うデータ移行期間を踏まえ、必要となる仮想デバイス数も用意すること。 なお、人事異動に関する要件（その他、作業内容、回数等）は下記に記載しております。 第3章 非機能要件 17.2.7 人事異動・組織改編に伴う業務
17	要件定義書	4	13	第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件	1	「・仮想デスクトップのウイルス対策において、ウイルススキャン時のレスポンス低下が発生しない方式を採用すること。」との記載に関して、ウイルススキャン時はシステムリソース（CPU、メモリ、ディスクI/Oなど）を利用することによる軽微なレスポンスの低下が起こりえます。そのため、「文書編集、表計算ソフトウェアの利用など事務作業において著しくレスポンス低下がおきないように、最適なシステムリソース、ウイルス対策ソフトウェアを選定すること。また、ウイルススキャンを実施する時間帯を調整し、繁忙時を避けるなど利用者への影響を最小限にする提案をすること。」と記載を変更していただきたい。	製品選定・提案の幅を広げるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件 ・仮想デスクトップのウイルス対策において、ウイルススキャン時に著しくレスポンスが低下しない方式を採用すること。
18	要件定義書	4	15	第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件	2	「障害発生時、再接続により他の正常な仮想デスクトップに接続可能な機能を有すること。」との記載に関して、仮想デスクトップについて、占有型とした場合、他の正常な仮想デスクトップに接続しないため、本項目は、「ベースサーバの障害時、別のベースサーバで起動すること」という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。
19	要件定義書	4	17	第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件	2	「仮想デスクトップを使用時において、業務影響等を考慮した必要な帯域を用意すること。」との記載に関して、通常業務でテレビ会議等の動画配信を行う端末の想定台数をご教示ください。	必要となる帯域の選定のため。	Web会議については、他拠点が存在しないことから、外部との接続が主になること等を想定し、具体的な想定台数については、応札事業者が実施された同等規模案件の実績から類推し、ご提案ください。 また、職員が「国会中継」その他の動画を閲覧する等の通信量も踏まえ、帯域を選定してください。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
20	要件定義書	4		第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件	3	「メモリ、ディスク容量等のリソース割り当て変更が可能な機能を有すること。」とあります。マスタOS単位でのリソース割り当てを想定しておりますが、マスタ数によって導入・運用コストに影響するため、現時点でのマスタ数の想定があれば、明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	利用者別にマスタOSを用意する想定はありませんが、運用・テスト用途で使用するマスタOSは別途、必要になると想定してください。
21	要件定義書	5	9	第2章 機能要件 1.1.2 仮想デスクトップ要件	2	「シンクライアントへのデータの移動を制御できること。」と記載がありますが、「制御」ではなく「データ移動は出来ないこと」という認識で相違ありませんでしょうか。	要件の明確のため。	ご認識の通りです。
22	要件定義書	5	22	第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (1) Proxy要件	2	「シンクライアントからインターネットへのアクセス先は、限定されたサイトのみアクセスが可能なこと。」との記載に関して、インターネット接続はWEB閲覧及び仮想デスクトップで行うと想定しており、シンクライアント端末から直接インターネットへの接続は行わないと想定しておりますが、お間違いないでしょうか。	要件の明確化のため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (1) Proxy要件 ・インターネットへのアクセス先は、限定されたサイトのみアクセスが可能なこと。
23	要件定義書	6	21	第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (3) Web アクセス分離要件	2	「標的型攻撃対策における内部対策の機器にて検知した不正通信等の接続先/元のIPアドレス、URLの情報を自動連携にて取り込み、即座に同IPアドレス、URLとの接続を遮断する事」の追加をご提案します。	ネットワーク内部に侵入してしまったマルウェアや不正通信等を内部対策にて検知することと思いますが、それを即座にWeb閲覧機能に反映する事で、被害の拡大、感染、情報漏洩防止等を防ぐことが重要であると考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
24	要件定義書	6	22	第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (3) Web アクセス分離要件	2	「仮想デスクトップからWebサイト閲覧サービスにアクセスし、インターネットのWebサイトを閲覧できること。」との記載がございますが、振り分ける規模はIPレベルでよろしいでしょうか。もしくはレイヤ7レベル（アプリケーション層）を想定しておりますでしょうか。	調達要件を明確にするため。	「振り分ける規模」は、システムのアーキテクチャに最適と思われる構成をご提案ください。
25	要件定義書	6	28	第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (3) Web アクセス分離要件	1	「ファイルの移動手段については、中継サーバを経由した方式や、利用者による追加の認証操作を求める方式ではなく、利便性の高い方式とすること。」との記載に関して、中継サーバを経由した場合でも操作手番が増えず、利用者の利便性を確保できる設計であれば要件を満たすことができるという認識で問題ありませんでしょうか。	左記要件は利用者の利便性に関するものであり、中継サーバを介しても利用者が中継サーバを意識しないような設計も可能と考えるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (3) Webアクセス分離要件 ・ファイルの移動手段については、中継サーバを経由した利用者の追加操作を伴う方式や、利用者による追加の認証操作を求める方式ではなく、利便性の高い方式とすること。
26	要件定義書	7	4	第2章 機能要件 1.1.3 Web 閲覧要件 (4) ルルウェア対策要件	3	「・インターネット接続回線からダウンロードするファイルはウイルスチェック、又は無害化を実施すること。」との記載に関して、「実施すること」の文言は、「実施できること。」と記載を修正した方が好ましいと考えます。	「すること。」という表現は運用要件となるが、当該箇所は機能要件の記載箇所であるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
27	要件定義書	7	6	第2章 機能要件 1.1.3 Web 閲覧要件 (4) ルルウェア対策要件	3	「・ウイルスのパターンファイルは、1日1回以上、最新の状態に更新されていることを確認・実行すること。」との記載に関して、「確認・実行すること」の文言は、「確認・実行できること」と記載を変更した方が好ましいと考えます。	「すること。」という表現は運用要件となるが、当該箇所は機能要件の記載箇所であるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
28	要件定義書	7		第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (4)マルウェア対策要件	1	「HTTPSに対応し、復号化してウイルススキャンが可能なこと」上記要件について、WebプロキシにてHTTPSの復号化とデコードログの収集は実施しますが、ウイルススキャンは不要としていただけないでしょうか。 今回Webアクセス分離として仮想ブラウザを導入しますので、仮にマルウェア等に感染した場合でも、影響は個人の仮想ブラウザ環境にとどまり、また仮想ブラウザのセッションを破棄したタイミングで個人の仮想ブラウザ環境は破棄されますので、通信経路上でHTTPSのウイルススキャンを実施する必要はないと考えております。	HTTPSのウイルススキャンを実施した場合コストインパクトが大きいです。今回の仮想ブラウザを使用した構成の場合、実施するメリットがないと考えられるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第2章 機能要件 1.1.3 Web閲覧要件 (4)マルウェア対策要件 -HTTPSに対応し、復号化してウイルススキャンが可能なこと。
29	要件定義書	8	25	第2章 機能要件 1.1.4メール機能 (1)メール送受信機能	2	「専用ソフトウェアの利用において、メール作成時及びメール転送時の件名に、任意の特定文字列を初期表示可能なこと。」との記載がありますが、専用ソフトをご教示いたしませんでしょうか。	調達要件を明確にするため。	「専用ソフトウェア」とは、応札事業者が選定するメールクライアントソフトウェアのことを指しています。
30	要件定義書	9	6	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (2) 四ール振り分け要件	2	「・政府共通ネットワークから配信されるカジ管LAN システム向けのメールをグループウェアに中継できること。」との記載に関して、メールの送受信先のメールアドレス数をご教示ください。	要件を明確にするため。	本要件は、クラウドサービスを用いた場合において、政府共通ネットワークから配信されるカジ管LANシステム向けのメールを、クラウドサービス上のメールボックスへ配信できることを求めるものです。
31	要件定義書	9	5	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (2) 四ール振り分け要件	2	「政府共通ネットワークから配信されるカジ管LAN システム向けのメールをグループウェアに中継できること。」との記載に関して、グループウェアに中継する理由をご教示ください。	ハード部分で冗長構成すれば問題ない認識です。従って、非機能要件に記載する内容という認識のため。	本要件は、パブリック・クラウドを用いた場合において、政府共通ネットワークから配信されるカジ管LANシステム向けのメールを、パブリック・クラウド上のメールボックスへ配信できることを求めるものです。ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (2) メール振り分け要件 ・政府共通ネットワークから配信されるカジ管LAN システム向けのメールを中継できること。
32	要件定義書	9	6	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (2) 四ール振り分け要件	2	「・政府共通ネットワークから配信されるカジ管LAN システム向けのメールをグループウェアに中継できること。」との記載に関して、メールの送受信先システム（政府共通ネットワーク側）においても設定変更が必要と認識しておりますが、相手側の設定変更は本調達の範囲外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識の通りです。
33	要件定義書	9	7	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (2) 四ール振り分け要件	3	「メール振り分け機能は、冗長構成をとること。」との記載に関して、本項目については、機能要件ではなく、非機能要件に記載する内容ではないでしょうか。	ハード部分で冗長構成すれば問題ない認識です。従って、非機能要件に記載する内容という認識のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
34	要件定義書	9	12	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (3)リモートメール要件	2	「Android 及びiOS をサポートすること。」との記載に関して、同項目に「フィーチャーフォンでリモートメールを参照できること」という要件が記載されておりますが、フィーチャーフォンはサポート対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件明確化のため。	ご認識の通りです。 ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (3)リモートメール要件 ・スマートフォン、タブレット端末等により、インターネット経由でメール機能、スケジュール管理機能等が参照できること。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
35	要件定義書	9	-	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件	4	メール機能のセキュリティ要件について、今回のシステムでは、インターネットから受信するメールと、政府共通ネットワークから受信するメールがありますが、①～⑧記載の要件について、政府共通ネットワークからのメールに対しても要件を満たす必要があるものについて、明記いただけないでしょうか。	政府共通ネットワークからのメールはインターネットからのメールよりも信頼できると考えておりますので、不要な対策もあると考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
36	要件定義書	12	22	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4) セキュリティ要件	2	項目として「⑨ 暗号化済み添付ファイルの復号化と解析機能」の追加をご提案します。 なお、追加する同項の内容として併せて以下2点をご提案します。 ・メールに添付されえるファイルを振る舞い検知、サンドボックスにて検証できること。 ・添付ファイルがパスワードにて暗号化されている場合は、別送/後送されるメールからパスワードを得て、添付ファイルを復号化して振る舞い検知、サンドボックスにて検証できること。	メールおよび添付ファイルを侵入経路とした標的型攻撃は非常に多く、啓蒙等を行ってもユーザがメールおよび添付ファイルを開き、実行することを防ぐのは困難と思います。そのため、そもそも組織内に入るメールを振る舞い検知、サンドボックスにて検証し、ユーザの手元にマルウェア等が届かない仕組みが重要と考えます。 また、パスワードで暗号化されたファイルも、日本においてはパスワードは別メールで別送/後送することが多いため、これを自動的に活用して復号化の上添付ファイルの検証を行うことが、攻撃の防御、被害防止に大きく寄与すると考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
37	要件定義書	9		第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4) セキュリティ要件 ① メール誤送信対策機能	1	「メールの送信を一定時間保留する誤送信防止機能を有すること。保留時間経過後は送信先へ自動送信・送信せずに自動削除を選択できること。なお、保留中のメールは送信者がブラウザ上から送信をキャンセル・即時送信等の操作ができること。」 について、下記表現に変えていただけないでしょうか。 「メールの送信を一定時間保留する誤送信防止機能を有すること。なお、保留中のメールは送信者が送信をキャンセル等の操作ができること。」	メールの誤送信防止対策としては、送信したメールを一定時間保留し、保留中のメールをユーザ側でキャンセルできることが重要と考えます。 「送信せずに自動削除」については、メール送信時にポップアップが出て、内容確認を行えるため、必要に応じて編集・削除する運用で問題ないと考えます。 「即時送信」については、誤送信防止を行う観点から機能的に不要と考えます。 また、上記2要件を実現する場合、システム構成などの観点からコスト増となります。 ブラウザ上に限定せず、キャンセル操作ができる方法があれば良いと考えますので、「ブラウザ」という文言も削除いただければと思います。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4) セキュリティ要件 ① メール誤送信対策機能 ・メールの送信を一定時間保留する誤送信防止機能を有すること。なお、保留中のメールは送信者が送信をキャンセル・即時送信等の操作ができること。
38	要件定義書	10	16	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ②メール暗号化機能	4	下記要件に変更いただくのが良いかと存じます。 「メールの本文及び添付ファイル、又は添付ファイルのみをパスワード付き暗号化ファイル形式に変換可能であり、送信者または宛先ごとに暗号化の選択が可能なこと。」	セキュリティ向上のため、暗号化範囲や暗号化条件といったセキュリティポリシーは組織様全体で統一されているべきと考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
39	要件定義書	10	19	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ② メール暗号化機能	3	「暗号化を無効にした操作を受信者に通知することなく、添付ファイルを送信が可能なこと。」との記載がございますが、「添付ファイルの送信が可能なこと」若しくは「添付ファイルを送信可能なこと」という表現の方がよろしいのではないのでしょうか。	表現の確認	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ② メール暗号化機能 暗号化を無効にした操作を受信者に通知することなく、添付ファイルの送信が可能なこと。
40	要件定義書	11	-	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ④迷惑メールフィルタ要件	2	下記を追加いただくのはいかがでしょうか？ 「インターネット側のメールに対して、迷惑メール判定エンジンはオープンソース製品を利用せず、仕様が一般に公開されていない異なる2社以上の商用ベンダーのエンジンを搭載していること。」	全ての攻撃に対して絶対的に強みを発するウイルスエンジンはなく、攻撃種別によって強みを発揮するエンジンは異なります。そのため複数のエンジンを組み合わせて対策を行うのが現代の一般的な主要だと考えます。 オープンソースを利用した場合、悪意ある第三者も含め、その仕組みを見ることができると、攻撃を受けるリスクが高まる懸念があります。そのためオープンソース除外を推奨します。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
41	要件定義書	11		第2章 機能要件 1.1.4メール機能 (4)セキュリティ要件 ④迷惑メールフィルタ機能	1	・特定のメールアドレスに対して受信許可・拒否を職員自身で設定できること。同時に拒否できるアドレスは1,000件程度を想定している。 とありますが、アドレス数について、250件程度に緩和いただけたいでしょうか。	・outlookの受信拒否リストを使用するのであれば、登録可能な件数は255件。 ・また、outlookの仕分けルールを使用するのであれば、ルール適用が可能なのは256kbまで。 (参考：ルール46個で35.7KB使用→329個のルールを設定可能)	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4) セキュリティ要件 ④迷惑メールフィルタ機能 ・特定のメールアドレスに対して受信許可・拒否を職員自身で設定できること。同時に拒否できるアドレスは 250件以上程度を想定している。
42	要件定義書	11	15	第2章 機能要件 1.1.4メール機能 (4)セキュリティ要件 ④迷惑メールフィルタ機能	2	「新型の迷惑メールが出現した場合でも、対応することができるような構造であること。」との記載がありますが、新型対策はどこまでの想定されておりますでしょうか。	対策範囲を明確にするため。	迷惑メール対策としてのフィルタリングルールについて、最新の動向を踏まえた対策が可能なことを想定しています。
43	要件定義書	11	-	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ⑥アンチウイルス要件	2	下記を追加いただくのはいかがでしょうか？ 「インターネット側のメールに対して、アンチウイルスエンジンは、多層的なフィルタリングによる検知精度向上のため、異なる2社以上の商用ベンダーのエンジンを搭載していること。」	全ての攻撃に対して絶対に強みを発するウイルスエンジンはなく、攻撃種別によって強みを発揮するエンジンは異なります。そのため複数のエンジンを組み合わせて対策を行うのが現代の一般的な主要だと考えます。 オープンソースを利用した場合、悪意ある第三者も含め、その仕組みを見ることができると、攻撃を受けるリスクが高まること懸念されます。そのためオープンソース除外を推奨します。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
44	要件定義書	11	-	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ⑥アンチウイルス要件	2	下記を追加いただくのはいかがでしょうか？ 「インターネット側のメールに対して、Office系ファイルへのマクロを除去する機能を有していること。」	近年、Microsoft Officeなどのマクロ機能を悪用したファイル添付により、マルウェアに感染させる攻撃が増えております。対策として本機能を有することを推奨します。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 なお、以下の通り、全てのメールに対して「マクロ機能を悪用したファイル添付により、マルウェアに感染させる攻撃」を含めた対策を記載しております。 第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ⑥アンチウイルス要件 ・送信及び受信するメール（政府共通ネットワーク経由のメールを含む）について、中継前に全てのメールに対してウイルスチェックを実施し、メールに含まれるウイルスを検知・駆除すること。
45	要件定義書	12	-	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ⑧その他機能	2	下記を追加いただくのはいかがでしょうか？ 「インターネット側のメールに対して、マルウェアを検知した際は件名やヘッダへ任意の文字列の付与が行えること。」	利用者にとって、有害なメールとそうでないメールを容易に判別できることが望ましいと考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
46	要件定義書	12	-	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ⑧その他機能	2	下記を追加いただくのはいかがでしょうか？ 「インターネット側のメールに対して、送信ドメイン認証機能であるSPF(Sender Policy Framework : RFC4408)、DKIM(DomainKeys Identified Mail : RFC4871)、DMARC(Domain-based Message Authentication Reporting & Conformance : RFC7489) に送受信とも対応していること。またDMARCについては検証結果の割合と傾向をグラフで確認する機能を有すること。」	[政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準]等におきましても、電子メールのなりすまし防止策を講じることが求められているため、必須要件と考えます。またDMARCの検証結果をグラフにて可視化することで、効率的なセキュリティ対策が可能となります。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
47	要件定義書	12	12	第2章 機能要件 1.1.4 メール機能 (4)セキュリティ要件 ⑧その他機能	4	下記要件に変更いただくのが良いかと存じます。 「隔離されたメールの処置（隔離したメールの情報表示、隔離したメールの処理方法選択等）を職員ごとに行える管理インターフェースを提供すること。また管理者にて隔離設定の制限が行えること。」	ユーザが隔離設定を行えることはセキュリティ上、望ましくないと考えます。そのため隔離設定は管理者のみが行えることがよいと考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
48	要件定義書	12	25	第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (1) 基本機能	2	「複数サーバ構成においていずれかのサーバにおけるユーザの登録・変更・削除が、他のサーバにも反映できること。」との記載に関して、本項目については、オンプレミス環境の場合が対象であり、クラウドサービスの場合は、対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。 なお、クラウドサービスの場合においても、以下に記載のSLAに関する事項を満たした上で、可用性、耐障害性等を担保して頂きます。 第3章 10 サービスレベルアグリーメントに関する事項
49	要件定義書	12	27	第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (1) 基本機能	2	「負荷分散や耐障害性を考慮し、分散構成、クラスタリング構成等とすること。」との記載に関して、本項目については、オンプレミス環境の場合が対象であり、クラウドサービスの場合は、対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。 なお、クラウドサービスの場合においても、以下に記載のSLAに関する事項を満たした上で、可用性、耐障害性等を担保して頂きます。 第3章 10 サービスレベルアグリーメントに関する事項
50	要件定義書	13	1	第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (1) 基本機能	2	「サーバ間でデータの複製機能を有すること。」との記載に関して、本項目については、オンプレミス環境の場合が対象であり、クラウドサービスの場合は、対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。 なお、クラウドサービスの場合においても、以下に記載のSLAに関する事項を満たした上で、可用性、耐障害性等を担保して頂きます。 第3章 10 サービスレベルアグリーメントに関する事項
51	要件定義書	13		第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (2) ユーザインタフェース機能	2	・部門や業務ポータル各管理者はポータルの設定内容を変更可能なこと。 とありますが、部門及び、ポータルを作成する業務の種類、全体での数を明記いただきたくお願いします。	要件詳細の確認のため。	最大20程度を想定してください。
52	要件定義書	13		第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (3) アドレス帳機能	2	・アドレス帳により、氏名、組織名、宛先等の管理ができること。 とありますが、「組織名」とは、各部門の名称でしょうか？組織全体の名称でしょうか。明記いただきたくお願いします。	要件詳細の確認のため。	要件明確化のため、以下について要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (3) アドレス帳機能 ・アドレス帳により、氏名、所属する部課室名、宛先等の管理ができること。 ・所属する部課室名に漢字が使用可能なこと。 ・氏名、所属する部課室名、宛先等で検索ができること。
53	要件定義書	13	23	第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (3) アドレス帳機能	2	「第2章1.1.4 メール機能」と連携できること。」との記載に関して、アドレス帳機能は、グループウェア機能ではなく、メール機能で代替することで要件を満たすことができるという認識で問題ありませんでしょうか。	製品の選定のため。	ご認識の通りです。 メール機能で代替することで要件を満たすことができる、という認識で問題ありません。
54	要件定義書	15		第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (6) 掲示板機能	2	・フォントサイズ、テーブルサイズ等について、デフォルト設定からの変更が可能なこと。 とありますが、「フォントサイズ、テーブルサイズ等」とはどこの表示を指していますでしょうか。要件として明記いただきたくお願いします。	要件詳細の確認のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。「グループウェアのページ」の表示を指しています。
55	要件定義書	17	11	第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (8) 申請機能	3	「データバックアップ機能を有すること。」との記載に関して、本項目については、機能要件ではなく、非機能要件に記載する内容ではないでしょうか。	要件の曖昧さをなくすため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
56	要件定義書	17		第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (9)セキュリティ機能	1	・ブラウザにおいて、所定の時間何も操作がなされない場合は、タイムアウトにより自動でログアウトすること。なお、タイムアウト時間は任意に設定可能なこと。 とありますが、サービスによってはタイムアウト値が固定となっているため、可能であれば「任意で設定可能なこと」を削除願えませんでしょうか。	サービスによってはタイムアウト時間が固定のものがあるため。 【参考】 ・ Outlook Web App →6時間。コマンドで変更可能(5~8時間)。 ・ SharePoint Online →24時間 ・ Teams →非公表 ・ 管理画面 (ポータル) →8時間	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (9)セキュリティ機能 ・ ブラウザにおいて、所定の時間何も操作がなされない場合は、タイムアウトにより自動でログアウトすること。
57	要件定義書	17		第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (9)セキュリティ機能	2	・ アクセス可能なIP アドレス、又はID を指定できること。 とありますが、ここでの「ID」とは、ユーザーアカウントのことでよろしければ、その旨、明記いただきたくお願いします。	要件詳細の確認のため。	要件明確化のため、以下について要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (9)セキュリティ機能 ・ アクセス可能なIPアドレス、又はユーザIDを指定できること。
58	要件定義書	17		第2章 機能要件 1.1.5 グループウェア要件 (9)セキュリティ機能	2	・ 各機能へのアクセス制御がユーザ単位やグループ単位で自由に設定が可能なこと。 とありますが、「アクセス制御」とは、サービス単位での利用の可否を制御することを指すのか、サービス内の機能やコンテンツに対するアクセス制御を指すのか、または他にイメージする制御内容があるのか、いずれでしょうか。要件として明記いただきたくお願いします。	要件詳細の確認のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。ユーザ単位やグループ単位で、グループウェアサービス内の機能やコンテンツに対するアクセス制御を要件としています。
59	要件定義書	19	14	第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件	3	「外部ネットワークを経由し、カジ管LANシステムの利用可能とすること」との記載がございますが、「カジ管LANシステムの利用を可能とすること」若しくは「カジ管LANシステムを利用可能とすること」という表現がよろしいのではないのでしょうか。	表現の確認	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件 ・ 外部ネットワークを経由し、カジ管LANシステムの利用を可能とすること
60	要件定義書	19	16	第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件	2	「職員が利用するインターネット回線接続の為の設備は本調達の対象外である。」との記載がありますが、具体的にどの場所に設置されるどのような名称の設備を想定されておりますでしょうか。	調達範囲を明確にするため 職員の方が利用される端末は「シンクライアント環境」であり、実態としてはデータセンタ等に設置される「仮想デスクトップ環境」からインターネット接続するものと認識しております。また、シンクライアント端末から仮想デスクトップ環境まではWAN回線接続であると認識しております。よって、カジ管事務室にはインターネット回線接続の為の設備は存在しないものと考えております。	カジ管事務室外（外出先、出張先等）からアクセスする際の、インターネット回線接続用設備を指しています。モバイルルータ、自宅用無線LANルータ等を想定しています。
61	要件定義書	19	20	第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件	2	「・認証機能を有すること。サーバと端末間の認証通信における暗号化やファイルの暗号化ができること。」との記載に関して、P19「第2章 1.1.8 リモートアクセス要件」-「・シンクライアント上にメールデータ、添付ファイルデータ、業務データ等が残らないこと。」との記載があるため、ファイルの暗号化は実施する必要がないと考えております。当該箇所の具体的な対応内容をご教示ください。	要件の明確化のため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件 ・ 認証機能を有すること。サーバと端末間の認証通信における暗号化ができること。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
62	要件定義書	19	29	第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件	2	「認証機能は多要素認証（生体認証、所有物認証及び知識認証の組み合わせ）による認証機能を有すること。」との記載がありますが、記載の3認証とも使われるのでしょうか。それとも記載のうち2つの認証でも問題ないのでしょうか。	選定機器、構成が変わり、実績の差になる為。	要件に記載の通り、生体認証、所有物認証及び知識認証の全てを満たす必要があります。
63	要件定義書	20		第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件	1	「ソフトウェアトークンを用いたワンタイムパスワードは、スマートフォンアプリ、又はメールにて利用者に通知可能なこと。」とあります。 システム構成の選択肢を広げるため、下記のように修正いただけないでしょうか。 「ソフトウェアトークンを用いたワンタイムパスワードは、スマートフォンアプリ、メールなどにて利用者に通知可能なこと。」	システム構成の選択肢を広げ、コストを最適化するため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.8 リモートアクセス要件 ・ソフトウェアトークンを用いたワンタイムパスワードは、スマートフォンアプリ、又はメールにて利用者に通知可能なこと。 なお、災害時・非常時においては、シンクライアント端末にインストールするアプリケーションの利用も可とする。
64	要件定義書	20		第2章 機能要件 1.1.9 無線LAN要件	3	「不正な無線LAN アクセスポイントを検出可能であり、検出時に切断することができること。」とありますが、実施については他テナントが設置しているアクセスポイントへの影響と、コスト面を考え、以下の文言へ変更願えますでしょうか。 「不正な無線LANアクセスポイントを検出可能であること」	他テナントへの影響とコスト増を考慮。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.9 無線LAN要件 ・不正な無線LANアクセスポイントを検出可能であること。
65	要件定義書	20		第2章 機能要件 1.1.9 無線LAN要件	1	「1台のコントローラで無線LAN アクセスポイント150 台以上のサポートが可能なこと。」とありますが、60台程度まで緩和願えますでしょうか。	オーバースペックの機器選定となるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。ただし、カジ管事務室の無線LANアクセスポイント設置設計に基づき、1台のコントローラでカジ管事務室に設置された全ての無線LANアクセスポイントを管理可能となる要件を求めます。 第2章 機能要件 1.1.9 無線LAN要件 ・1台のコントローラで無線LANアクセスポイント60台以上のサポートが可能なこと。 ・1台のコントローラでカジ管事務室に設置された全ての無線LANアクセスポイントが管理可能なこと。
66	要件定義書	20		第2章 機能要件 1.1.9 無線LAN要件	4	「全ての無線LANアクセスポイントの設置場所及び電波状況をリアルタイムにマップ表示し、視覚化できること。」について、フロアレイアウトを考慮した電波状況をマッピングするためには、フロアの壁面の材質等の建築図面などをご提供いただく必要がありますので、「必要に応じて建築図面の提供を行う」と明記いただきたくお願いします。	要件を満たすための確認	必要な情報は資料閲覧時に開示します。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
67	要件定義書	21		第2章 機能要件 1.1.10 政府共通ネットワーク接続要件	4	「政府共通ネットワーク回線及び回線を収容するルータは本調達の範囲外とし」とあります。回線を収容するルータを設置するためのラック、電源等のファシリティ設備も調達範囲外でしょうか。調達範囲の場合は、必要となるスペース（棚板等の備品含む）と電源容量を明記いただきたくお願いします。	調達範囲を明確にするため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 回線を収容するルータを設置するためのラック、電源等のファシリティ設備は、本調達の範囲となります。なお、回線を収容するルータについては、本調達で用意する機器と同じラック内に設置してください。 なお、必要な情報は資料閲覧時に開示します。 第2章 機能要件 1.1.10 政府共通ネットワーク接続要件 政府共通ネットワークの接続は、データセンタ及びバックアップセンタに敷設される回線を用いる。接続に必要なファイアウォール、DNS、プロキシ、スイッチの機能を用意すること。政府共通ネットワーク回線及び回線を収容するルータは、本調達で用意する機器と同じラック内に設置すること。また、電源等の設備についても本調達に含むこと。 なお、政府共通ネットワーク回線及び回線を収容するルータは本調達の範囲外とし、責任分界点は、回線を収容するルータのLAN側ポートとする。政府共通ネットワークルータを接続するLANケーブルは本調達に含むこと。
68	要件定義書	21		第2章 機能要件 1.1.10 政府共通ネットワーク接続要件	4	政府共通NW回線はDR側も冗長構成で導入されますでしょうか。	DR側のインターネット側回線はシングル可となったため、念のため確認。	ご認識の通りです。 バックアップセンタの政府共通ネットワーク回線は冗長構成となります。
69	要件定義書	21		第2章 機能要件 1.1.10 政府共通ネットワーク接続要件	3	政府共通ネットワークの回線敷設及び収容ルータの据え付け設置作業は調達範囲外でよろしいでしょうか。その旨明記いただけますようお願いいたします。 データセンタ、及びバックアップセンタに設置いただく形になります。	要件を明確にするため。	ご認識の通りです。 なお、政府共通NWルータまでの配線は調達の範囲内となります。
70	要件定義書	21		第2章 機能要件 1.1.10 政府共通ネットワーク接続要件 (1) 政府共通ネットワーク回線情報	4	政府共通ネットワーク回線におけますWANルータにつきまして、機種もしくはLAN側ポートのインターフェース仕様をご提示いただけますでしょうか。	WANルータの対向機器選定のため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
71	要件定義書	21	12	第2章 機能要件 1.1.10 政府共通ネットワーク接続要件 (2) 政府共通ネットワーク用ファイアウォール要件	1	「・政府共通ネットワークセグメントに設置されるメールサーバに対して負荷分散が可能な機能を有すること。」との記載に関して、メール機能については負荷分散の要件がないため、要件を削除していただくか、「メールサーバを冗長化している場合は、メールサーバに対して負荷分散が可能な機能を有すること。」と記載を変更いただきたい。	クラウドサービスやActive-Standby構成の場合には負荷分散の機能は不要と考えられるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第2章 機能要件 1.1.10 政府共通ネットワーク接続要件 (2) 政府共通ネットワーク用ファイアウォール要件 ・政府共通ネットワークセグメントに設置されるメールサーバに対して負荷分散が可能な機能を有すること。
72	要件定義書	23	—	第2章 機能要件 1.1.11 eラーニング要件	2	受講者の理解度や試験項目に対する意見等を収集・分析する機能として、アンケート機能を具備してはいかかでしょうか。	ラジオボタン、チェックボックスのみならず、テキスト入力も可とすることで受講者から広く意見・質問等を募ることができ、テスト実施時期、受講対応者の絞り込み、テスト内容等の見直しを行うためのインプット情報として有効な機能であると考えため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
73	要件定義書	23	18	第2章 機能要件 1.1.11 eラーニング要件 (3) 教材学習機能要件	1	「受講者からのテキスト入力、ラジオボタン選択等による理解度テストを行うことが可能なこと。」との記載がございますが、テストの回答方法は「ラジオボタン」と「チェックボックス(択一式、選択式)」のみにした方が良くかと存じます。	テキスト入力(記述式)を採用すると、採点者による採点作業が発生するだけでなく、採点者ごとに採点基準が異なる可能性があり、平等性に欠けると考えるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.11 eラーニング要件 (3) 教材学習機能要件 ・受講者がラジオボタン、チェックボックス等の選択による理解度テストを行うことが可能なこと。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
74	要件定義書	25	18	第2章 機能要件 1.1.14 路線案内検索要件	1	「・データバックアップ機能を有すること。」との記載に関して、インターネットから最新の路線案内のデータ取得が可能である場合はデータバックアップの要件は不要としていただきたい。	バックアップしたデータを活用する具体的な用途がなければ、バックアップ要件は不要であると考えため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第2章 機能要件 1.1.14 路線案内検索要件 ・データバックアップ機能を有すること。
75	要件定義書	25	19	第2章 機能要件 1.1.14 路線案内検索要件	2	「ライセンス数は同時接続ユーザ 50 人まで対応できるよう用意すること。」との記載がございましたが、利用対象者はカジ管LANシステムの利用者数200名（要件定義書67頁に記載）でしょうか、又はカジ管ウェブサイトを開覧する国民（不特定多数）でしょうか。	調達要件を明確にするため。	利用対象者は、カジ管LANシステムの利用者数200名となります。
76	要件定義書	26	18	第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (2) 災害時・非常時フロー ② サービス提供拠点の切替	1	「・ネットワークや機器等の設定を変更することにより、カジ管事務室及びリモートアクセスからバックアップセンタ経由でカジ管LAN システムを利用できる状態になる。」との記載に関して、「職員による接続変更やネットワーク機器等の設定により」と記載を変更していただきたい。	職員様による切り替え作業を可能とすることで可用性が高くなると考えるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 なお、「職員による接続変更」を妨げるものではありませんが、安全且つ確実な切り替えを可能とする方式をご提案ください。
77	要件定義書	26	22	第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (2) 災害時・非常時フロー ③ バックアップセンタ経由で仮想デスクトップへ接続	3	「職員は一般行政用端末を使用し、以下の手段を用いてバックアップセンタ経由で仮想デスクトップへ接続する。」との記載に関して、「一般行政用端末」を「一般行政用端末（シンクライアント）」に記載を変更していただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (2) 災害時・非常時フロー ③ バックアップセンタ経由で仮想デスクトップへ接続 職員は一般行政用端末（シンクライアント）を使用し、以下の手段を用いてバックアップセンタ経由で仮想デスクトップへ接続する。
78	要件定義書	27	24	第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ① 基本要件	4	「・平常時に提供している全てのサービスを継続利用可能なこと。ただし、「第2章1.1.11 e ラーニング要件」及び「第2章1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能」は、対象外とする。」との記載に関して、P69「第2章 5.1.2 可用性に係る対策」には、「大規模災害の場合でも別の拠点へ切り替えが行われ、継続的にサービス提供ができること。ただし、カジ管ウェブサイトの意見募集システム機能及びeラーニングについては、この限りではない。」との記載があるため、継続利用の対象外の機能を統一した記載に修正していただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ① 基本要件 ・平常時に提供している全てのサービスを継続利用可能なこと。ただし、「第2章1.1.11 e ラーニング要件」及び「第2章1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能」、「第2章1.2.4 意見募集システム機能」は、対象外とする。 5.1.2 可用性に係る対策 ・クラウドサービスを提供する場合は、原則として2つ以上の地理的に離れた拠点でサービスが提供されており、大規模災害の場合でも別の拠点へ切り替えが行われ、継続的にサービス提供ができること。ただし、カジ管ウェブサイトのコンテンツマネジメントシステム、意見募集システム機能及びeラーニングについては、この限りではない。 第3章 非機能要件 17.2.5 Web掲載作業 ・災害時・非常時において、コンテンツマネジメントシステム機能が利用できない場合は、手動でHTMLファイル及びPDFファイルをカジ管ウェブサイトへアップロードすること。
79	要件定義書	27	12	第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ① 基本要件	2	「・災害時・非常時にカジ管PJMO の指示によりバックアップセンタ内にてオペレーションが可能なこと。」との記載に関して、具体的なオペレーションの内容をご教示ください。	オペレーションの要件によって運用管理端末等の機器をバックアップセンタに設置する必要があ、要件を明確にするため。	具体的なオペレーションの内容は、以下に記載の通りとなります。 第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ① 基本要件

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
80	要件定義書	27	23	第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ② 災害時・非常時リモートアクセス要件	3	「災害時・非常時用端末は、ハンマー等でラックを破壊することで、取り出し可能な災害時・非常時用ラックに格納すること。」との記載に関して、文言を削除した方がよいのではないのでしょうか。	「ハンマー等でラックを破壊する」というのは、端末を持ちだされるリスクが増大します。鍵なしでも開けられるようにするためダイヤル式で施錠できるように文言修正が必要と考えるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。ダイヤル式の場合、解除番号を知る人以外は、解除ができない可能性があります。なお、災害時・非常時用ラックにおいては、職員以外の入室が禁止されている場所へ保管する予定となるため、記載の通りとします。
81	要件定義書	27	27	第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ③ 災害時・非常時用ラック要件	2	「カジ管PJMO が指定する場所に、災害時・非常時用ラックを1台用意すること。」との記載に関して、当該ラックの要件（サイズ等）をご教示下さい。	製品の選定のため。	災害時・非常時用ラックの要件は以下となりますので、要件を満たしているラックを導入して頂きます。 第2章 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ② 災害時・非常時リモートアクセス要件 ③ 災害時・非常時用ラック要件
82	要件定義書	28		第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ③ 災害時・非常時用ラック要件	4	「カジ管 PJMO が指定する場所に、災害時・非常時用ラックを1台用意すること。」とあります。指定する場所は、大よそどのあたりになりますでしょうか。また、指定する場所における物理的なセキュリティ確保は調達範囲外という認識でよろしいでしょうか。調達範囲を明記いただきたくお願いします。	費用積算及び調達範囲を明確にするため。	東京23区内の指定する場所に設置して頂きます。詳細は契約締結後に提示いたします。指定する場所における物理的なセキュリティ確保は、調達範囲外という認識で問題ありません。
83	要件定義書	28		第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ③ 災害時・非常時用ラック要件	3	「災害時・非常時用端末を20台程度格納できること。」とあります。一般行政用端末（シンクライアント）の200台の内数に含まれるのか、また、明確な台数を明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	災害時・非常時用端末は、一般行政用端末（シンクライアント）の200台に含まれます。
84	要件定義書	28		第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (3) 災害時・非常時要件 ③ 災害時・非常時用ラック要件	1	災害時・非常時用ラックに保管される端末に関して、利用ユーザーは特定されない認識でしょうか。その旨、明記いただきたくお願いします。もし特定されないのであれば、下記文言に要件緩和いただけますでしょうか。 「災害時・非常時用端末においては、シンクライアントおよび仮想デスクトップ利用時の認証は必ずしも生体認証を用いないことも可とする。」	災害時・非常時用端末の利用職員が特定されないのであれば、利用する可能性のある職員全員の生体認証情報を作成し、端末に保持しておく必要があります。しかし、全職員の情報を保持しておくことは難しいと考える為、災害時・非常時用端末においては、シンクライアントおよび仮想デスクトップの生体認証ログインは現実的ではないと考えます。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。ただし、生体認証を用いない場合においても、利便性が低下せずセキュリティの確保が可能な代替案を提案することが必要です。 第2章 機能要件 1.1.15 (3) 災害時・非常時要件 ② 災害時・非常時リモートアクセス要件 災害時・非常時用端末においては、仮想デスクトップ利用時の認証は必ずしも生体認証を用いないことも可とする。ただし、生体認証を用いない場合には、利便性が低下せずセキュリティの確保が可能な代替案を提案すること。
85	要件定義書	28	—	第2章 機能要件 1.2 カジ管ウェブサイト要件	2	カジ管Webサイト向けに作成する想定ページ数をご教示いただけないでしょうか	カジ管Webサイトに係る見積を定量的に実施できるようにするため。	30ページ程度を想定してください。
86	要件定義書	28	18	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	2	「・確認用ウェブサーバを用意し、直接公開用ウェブサーバにアクセスせず操作できること。」との記載に関して、確認用ウェブサーバに関する要件（容量、設置場所等）をご教示ください。	確認用ウェブサーバの要件が不明確であるため。	確認用ウェブサーバの容量、設置場所等については、公開用ウェブサーバ機能の一部として適当と判断される仕様を検討し、ご提案ください。
87	要件定義書	28	18	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	1	「・確認用ウェブサーバはディレクトリ単位等で、認証等により利用制限できること。」との記載に関して、「・確認用ウェブサーバはアクセス制御により利用制限できることに」と記載を変更していただきたい。	職員様、運用業者等の限定したアクセス制御が可能であれば、ディレクトリ単位でアクセス制御する必要はないと考えるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能 ・確認用ウェブサーバはアクセス制限により利用制限できること。
88	要件定義書	28	22	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	3	「IPv4 環境及びIPv6 環境に対応していること。」との記載に関して、文言を「IPv4 通信及びIPv6 通信に対応していること。」に記載を変更していただきたい。	製品選定・提案の幅を広げるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
89	要件定義書	28	22	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	2	「・カジ管PJMO が指定するページごとに、アクセスログファイルを出力できること。」との記載に関して、ページごとにアクセスログファイルを出力する理由やログの用途をご教示ください。	アクセスログの用途によって提案の内容が異なるため。	アクセスログについては、カジ管ウェブサイト閲覧状況の集計及び調査、分析が主たる利用用途です。
90	要件定義書	28	23	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	2	「暫定ウェブサイトのコンテンツ（HTML データ、画像データ）を問題無く稼働できる環境構成とすること。」との記載に関して、暫定ウェブサイトの以下の内容についてご教示ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・HTML数 ・PDF、Word等のドキュメント数 ・認証機能、問い合わせ機能等、何らか機能の有無 	製品の選定のため。 <ul style="list-style-type: none"> ・暫定ウェブに意見箱があった場合、これらのコンテンツも移行しなければならないため。 ・見積もりの目安としたいため、データ量について、目安のデータ量を提示頂きたい。 	HTML数は30ページ程度を想定してください。ドキュメント数については、現時点では暫定ウェブサイトそのものが存在しないため、回答することは困難となります。 また、「暫定ウェブサイト」には認証機能、問い合わせ機能等はありません。 認証機能、問い合わせ機能等は、「意見募集システム機能」として新規に構築するものであるため、「意見箱にあるコンテンツ」の移行作業はありません。
91	要件定義書	28	30	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	3	「カジ管ウェブサイトのドメイン名は、暫定ウェブサイトで用いるドメイン名を引継いで利用すること。」との記載に関して、「カジ管ウェブサイトのドメイン名」は、「公開用ウェブサイトのドメイン名」という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。
92	要件定義書	28	5	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	1	「ネットワーク状況等を考慮しない環境において、平均応答時間は3秒以内であること。」との記載に関して、「3秒以内」の文言を「3秒以内（90%ile）」等に記載を変更していただきたい。	極端に遅いレスポンスがあった場合の通信も対象として性能を保証することは非常に難しく、一般的なWebの測定ルールを適用して左記の通り変更することが好ましいと考えるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
93	要件定義書	29	8	第2章 機能要件 1.2.1 公開用ウェブ機能	2	「作成したコンテンツの閲覧確認は、カジ管PJMOと協議の上、次の動作環境からOS及びブラウザを決定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・OS：Windows、macOS、iOS、Android ・ブラウザ：Microsoft Edge最新版、Google Chrome最新版、Safari最新版」との記載に関して、公開用ウェブ機能の確認用の機器・機材として、上記OSが稼働するものを本調達で用意するという認識で相違ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。
94	要件定義書	29	30	第2章 機能要件 1.2.2 ウェブアプリケーションファイアウォール要件	1	「・シグネチャをベースとしたブラックリスト型の防御を前提とし、ブラックリストのデータベースは随時更新可能なこと。」との記載に関して、ホワイトリスト型の防御でも提案可能としていただきたい。	製品選定・提案の幅を広げるため。	ホワイトリスト型の防御について、随時更新可能なシグネチャをベースとしたブラックリスト型の防御と同等以上のセキュリティレベルを担保し、職員の運用負荷の増大に繋がらないよう、維持・管理が行える提案であれば、問題ありません。
95	要件定義書	29		第2章 機能要件 1.2.2 ウェブアプリケーションファイアウォール要件	1	「セキュリティのぜい弱性診断等によって新たに発見されたぜい弱性やバグ等に対して、ブラックリストとホワイトリストを用いて、個別にカスタマイズが可能なこと。」について、下記表現に変えていただけないでしょうか。 「セキュリティのぜい弱性診断等によって新たに発見されたぜい弱性やバグ等に対して、ブラックリストを用いて対応が可能なこと。」	Microsoft AzureのApplication Gateway WAF でご利用いただけるのは、OWASP コアルールセット 2.2.9 および 3.0 で規定された規則のみです。お客様が任意の規則を追加して追加することはできないため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.2.2 ウェブアプリケーションファイアウォール要件 セキュリティのぜい弱性診断等によって新たに発見されたぜい弱性やバグ等に対して、ブラックリストやホワイトリスト等を用いて、個別にカスタマイズが可能なこと。
96	要件定義書	29	4	第2章 機能要件 1.2.2 ウェブアプリケーションファイアウォール要件	1	「・障害時において、ウェブアクセスの通信に影響を与えない構成であること。」との記載に関して、記載を削除していただきたい。	DNS切替型のWAFまたはオンプレミスで実装する場合、障害時発生時には通信への影響が発生する可能性があります。クラウドサービス等も含めた製品選定・提案の幅を広げるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 本要件は、WAFの可用性を求めるものであり、WAFの障害時にカジ管ウェブサイトのアクセスに影響を及ぼす構成は許容することはできません。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
97	要件定義書	35	8	第2章 機能要件 1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能	2	「変更監視機能を有し、コンテンツの不正改ざんを検知できること。また検知した場合は、自動的に復旧できる機能を有する事」を追加することをご提案します。	ホームページを不正に改ざんされ、情報漏洩や不正サイトへの誘導に使われる事案は公共部門でも多く発生しており、それにより組織ブランドの低下、被害者の発生などインシデントが発生しております。これを防ぐため、変更監視機能にて改ざんを常に監視し、必要に応じて復旧することが重要と考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 なお、改ざん検知については、以下に要件として記載しております。 第3章 非機能要件 17. 運用に関する事項 17.4 セキュリティ対策業務 17.4.1 セキュリティ管理業務 (1) 監視及び対応
98	要件定義書	30	8	第2章 機能要件 1.2.3コンテンツマネジメントシステム機能 (1) ページ作成機能	2	「PC、スマートフォン・タブレット端末用に最適化されたページを用意すること。」につきまして、フィーチャフォンは対象外でしょうか。	テンプレートの使用量やコンテンツの作成費用に係るため。	ご認識の通り、「フィーチャフォンは対象外」となります。
99	要件定義書	30	9	第2章 機能要件 1.2.3コンテンツマネジメントシステム機能 (1) ページ作成機能	2	「日本語及び英語のページを用意すること。また、1 言語あたり、10 テンプレート程度を用意すること。」の記載につきまして、日英以外の言語は初期構築及び将来的に追加の想定はありますでしょうか。	テンプレートの実装方式・コンテンツ運用に影響するため。	将来的に日本語及び英語以外の多言語対応が必要になる可能性はありますが、本調達において、「日英以外の言語」は対象外となります。
100	要件定義書	32	5	第2章 機能要件 1.2.3コンテンツマネジメントシステム機能 (2) 確認・チェック機能	1	「JIS X 8341:2016 の基準に沿って作成したページのHTML ソースのチェックができること。問題が発生した際にはプレビュー画面にて問題箇所を明示できること。」と記載がございますが、チェックの基準についてアクセシビリティの対応レベルを明記しておくことが望ましいと考えます。 A, AA, AAAの3種がございますが、機械的なチェックが可能なレベルはAAまでとなるためです。	AAAは表記内容や用語の記載など機械的なチェックが不可能な内容が含まれるため。	アクセシビリティの対応レベルについては、AAAも含まれます。 AAAについては、機械的以外のチェック方法でも問題ありません。 なお、対応レベルの指針については、将来的に作成予定となります。
101	要件定義書	32	1	第2章 機能要件 1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (3) ページ公開・削除機能	3	「・サイト内外で提供されるRSS データをCMS に読み込み、その内容をページへ展開できること。」との記載に関して、「CMS」の文言を「コンテンツマネジメントシステム」と記載を変更していただきたい。	仕様書案の他の記載と文言を統一し、要件を明確にするため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (3) ページ公開・削除機能・サイト内外で提供されるRSS データをコンテンツマネジメントシステムに読み込み、その内容をページへ展開できること。
102	要件定義書	34	6	第2章 機能要件 1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (6) セキュリティ	3	「・IP アドレス等によりアクセス制限を設定できること。」との記載に関して、一つ下の項目「・ユーザごとにIP アドレス等によりアクセス制限を設定できること。」と重複しているように思われるため、記載を修正していただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第2章 機能要件 1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (6) セキュリティ ・ユーザごとにIPアドレス等によりアクセス制限を設定できること。
103	要件定義書	35	17	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (1) 基本要件	2	「・フォーム作成担当者向けに「お知らせ」を通知する為の掲示板機能を有すること。」との記載に関して、グループウェアの掲示板機能でフォーム担当者向けに「お知らせ」通知する掲示板を作成する認識で問題ありませんでしょうか。	要件を明確にするため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (1) 基本要件 ・フォーム作成担当者向けに「お知らせ」を通知する為の掲示板機能を有すること。
104	要件定義書	35	19	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (1) 基本要件	3	「・IPv4 環境及びIPv6 環境に対応していること。」との記載に関して、「IPv4 通信及びIPv6 通信に対応していること。」と記載を変更していただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
105	要件定義書	35	6	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (2) <input type="checkbox"/> オーム管理機能	1	「・出力されるテキストデータ（CSV）ファイルは、しきい値として設けた投稿数に達した場合、自動的に別ファイルに分割できること」との記載に関して、「手動又は、自動でファイルを分割できること」と記載を変更していただきたい。	選定製品・提案の幅を広げるため。	本機能は、カジ管ウェブサイトの必須要件であるため、要件定義書の通りとします。
106	要件定義書	36	34	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (2) <input type="checkbox"/> オーム管理機能	2	「・使用頻度の高い質問項目については、あらかじめマスターとして登録し、フォーム作成時に利用できること。」との記載に関して、「マスター」は「テンプレート」という認識で問題ありませんでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識の通りです。
107	要件定義書	37	13	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (3) <input type="checkbox"/> オーム投稿機能	1	「テキストの入力フィールドに対して文字数の制限が設定されている場合に、利用者が入力した文字数の確認できる機能を有すること。」との記載に関して、「テキストの入力フィールドに対して文字数の制限が設定されている場合に、利用者が文字数制限のエラーと認識できる機能を有すること。」と記載を変更していただきたい。	選定製品・提案の幅を広げるため。	本機能は、カジ管ウェブサイトの必須要件であるため、要件定義書の通りとします。
108	要件定義書	37	15	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (3) <input type="checkbox"/> オーム投稿機能	1	「確認画面において指定された文字数を超えた投稿については、警告を表示すると共に超えた文字数を利用者に通知できること。」との記載に関して、「確認画面において指定された文字数を超えた投稿については、警告を表示し利用者に通知できること。」と記載を変更していただきたい。	選定製品・提案の幅を広げるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (3) フォーム投稿機能 ・確認画面において指定された文字数を超えた投稿については、警告を表示すると共に超えた文字数を利用者に通知できること。
109	要件定義書	37	17	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (3) <input type="checkbox"/> オーム投稿機能	1	「・利用者がフォーム中に特殊文字や機種依存文字を入力した場合は、該当文字の位置が把握できる機能を有すること。」との記載に関して、「利用者がフォーム中に特殊文字や機種依存文字を入力した場合は、エラーとして認識できる機能を有すること。」と記載を変更していただきたい。	選定製品・提案の幅を広げるため。	本機能は、カジ管ウェブサイトの必須要件であるため、要件定義書の通りとします。
110	要件定義書	37	21	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (3) <input type="checkbox"/> オーム投稿機能	1	「許可したフォームについて、添付ファイル付投稿ができること。」との記載に関して、文言を削除していただきたい。	添付ファイルを送付する対象者が限定されるのであれば、ファイルの送付はメールや大容量転送機能等で代替可能と考えており、当該箇所を削除することにより選定製品・提案の幅が広がるため。	本機能は、カジ管ウェブサイトの必須要件であるため、要件定義書の通りとします。
111	要件定義書	37	21	第2章 機能要件 1.2.4 意見募集システム機能 (3) <input type="checkbox"/> オーム投稿機能	2	「許可したフォームについて、添付ファイル付投稿ができること。」との記載に関して、どの程度のファイルサイズを見込めばよいかご教示ください。	選定機器等のスペック（メモリ等）の適正な見積りに必要なため。	添付ファイル付投稿におけるファイルサイズは、数10Mbyte程度を想定しています。なお、添付ファイルについては、恒久的に意見募集サイトに保存するものではなく、定期的にカジ管LANシステム側にダウンロードすることを想定しています。
112	要件定義書	38	4	第2章 機能要件 1.2.6 カジ管ウェブサイトのTLS 化対応	3	「・カジ管ウェブサイトの管理画面は、TLS 通信に対応していること。」との記載に関して、「カジ管ウェブサイトの管理画面」の文言を「カジ管ウェブサイトが必要となる機能ごとの管理画面」と記載を変更していただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
113	要件定義書	39	13	第2章 機能要件 1.3.2 共通サーバ要件	4	「冗長構成とし、1 台に障害が発生しても運用を継続できること。」との記載に関して、「サーバの冗長構成について、基本的に冗長構成とすること。なお、冗長構成を行わない場合は、理由を明確にした上で提案すること。」と記載を変更していただきたい。	提案によって品質が担保されている場合にシングル構成を可能とすることで、提案の幅が広がり、また、コスト削減が可能と考えるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 データセンタに設置するサーバは、原則冗長構成とすることを求めています。但しバックアップセンタに設置するサーバは、シングル構成でも可となるよう、以下に記載しております。 第3章 非機能要件 2.2 カジ管LANシステムの全体構成

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
114	要件定義書	40	6	第2章 機能要件 1.3.6 分散サービス不能攻撃対策機能	4	下記要件を「1.3.6 分散サービス不能攻撃対策機能」要件から削除または移動いただけませんか？ 「不正元を特定する為、ホワイトリストに一致しないアプリケーションを検出した場合やブラックリストに一致したアプリケーションを検出した場合にログ採取可能で、収集したログの分析を実施し、カジ管PJMO との協議により、対象の通信を許可する設定、対象の通信を拒否する設定が可能なこと。」	分散サービス不能攻撃は不特定多数からの大量トラフィックによる攻撃を防御するものであり、不正アクセスを防御するものではありません。そのため、本要件は本項目に記載する内容ではないため、不正アクセス遮断機能とするのがよいかと存じます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
115	要件定義書	40	-	第2章 機能要件 1.3.6 分散サービス不能攻撃対策機能	2	下記要件を追加いただきたく存じます。 「職員用回線に対しては、回線も含めてDDoS攻撃対策を行うためにISP事業者側（バックボーン）にて防御すること。」	カジノ管理委員会様は組織委の特性上、もっとも大規模DDoS攻撃を受けやすい組織様と考えます。昨今の攻撃は数Gbps～数10Gbps程度の攻撃が主流です。つまりLAN側機器（IPSやファイアウォールなど）で対策を行ったとしても、その前にインターネット接続回線の帯域が埋まってしまい、通信が一切できなくなると想定されます。そのため、官公庁様でも一般的なISP事業者側の設備（バックボーン）で対策を行わない限り、有効な対策となりません。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
116	要件定義書	40	14	第2章 機能要件 1.3.6 分散サービス不能攻撃対策機能	2	「CVE情報やセキュリティ専門企業が提供する脅威情報、ゼロデイ攻撃情報等を得て、不正な通信をネットワーク上で検知して止めること。」を追加することをご提案します。	ネットワーク上には事情等により即座にパッチ適用、バージョンアップできない機器が多く存在し、それを介してマルウェア等に感染するケースが多くあります。これを防ぐため、ネットワーク上で不正な通信やマルウェアを検知して止めることが重要と考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 なお、未知の不正プログラムの検知及び感染防止のための機能については、以下に要件として記載しております。 第3章 非機能要件 11.6.6 未知の不正プログラムへの対応
117	要件定義書	40	14	第2章 機能要件 1.3.6 分散サービス不能攻撃対策機能	2	分散サービス不能攻撃対策機能について、対応はインターネット側のみという認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。
118	要件定義書	41	25	第2章 機能要件 1.3.9 DHCP要件	2	「データセンタにおいて停電時等、DHCP サーバが利用できない場合は、バックアップセンタのDHCP サーバからIP アドレスを付与すること。」との記載に関して、停電時等のIPアドレス付与が可能であれば、DHCPサーバをデータセンタ及びバックアップセンタではなく拠点に設置することで代替可能でしょうか。	要件の明確化のため。	DHCPサーバについては、データセンタ、バックアップセンタに設置することを必須要件といたします。なお、拠点側にDHCPサーバを設置することを妨げる要件ではありません。
119	要件定義書	42	31	第2章 機能要件 1.3.11 ディレクトリ・アカウントサービス要件	2	「ドメインコントローラはデータセンタに設置し、冗長構成とすること。」との記載に関して、ドメインコントローラはクラウドサービス上に設置する場合は、データセンタへの設置は不要という認識で問題ありませんでしょうか。また、クラウドサービス上に設置できない場合、理由をご教示ください。	要件を明確にするため。	クラウドサービス上に設置することでも問題はありません。また、ご認識の通り、クラウドサービス上に設置する場合にはデータセンタへの設置は不要です。
120	要件定義書	44	12	第2章 機能要件 1.3.12 RADIUS 要件	3	「無線LAN 接続のインタフェースを利用した端末210 台以上の認証が可能なこと。」との記載に関して、無線LAN接続の認証は、「端末300台以上」と記載を変更すべきと考えます。	P69「第2章 4.3 その他」に「端末数の増分は運用期間中において、300 台を想定すること。」の記述があり、内容を統一することで要件を明確にするため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.3.12 RADIUS 要件 無線LAN 接続のインタフェースを利用した端末300台以上の認証が可能なこと。
121	要件定義書	44		第2章 機能要件 1.3.13 プリントサーバ要件	3	「一部の職員のみ、カードや認証情報を用いることなく印刷ができること。」とありますが、「該当の職員1人に対して、特定の1台のプリンタを紐づけ、認証なしで印刷を可能とすること」という理解でよろしいでしょうか。その旨、明記いただきたくお願いいたします。	職員1人に対して、複数のプリンタを紐づける場合コスト増となるため。	職員に対して特定のプリンタを紐付けるのではなく、特定のプリンタを認証なしで利用可能とする要件となります。 第2章 機能要件 1.3.13 プリントサーバ要件 ・一部の複合機では、カードや認証情報を用いることなく印刷ができること。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
122	要件定義書	44	20	第2章 機能要件 1.3.13 プリントサーバ要件	4	「・プリントサーバは複数台による負荷分散構成とし、1台が故障した場合でも故障したサーバを切り替えることで印刷業務を継続できること。なお、運用業務時間外にカジノ管理委員会の職員がプリントサーバの切り替えをすることを想定した切り替え手順を運用・保守マニュアルに記載すること。」との記載に関して、クラウドサービスによる冗長化機能を利用することで可用性が確保出来れば、複数台による分散化と職員様による切り替えは不要であると考えます。クラウドサービスを利用する場合、冗長化が確保された前提であれば当該要件を対象外とする記載を追記していただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。クラウドサービスを利用する場合は、SLAにて可用性、耐障害性等を担保することが出来れば、負荷分散構成は必須ではありません。
123	要件定義書	44	20	第2章 機能要件 1.3.13 プリントサーバ要件	4	「・プリントサーバは複数台による負荷分散構成とし、1台が故障した場合でも故障したサーバを切り替えることで印刷業務を継続できること。なお、運用業務時間外にカジノ管理委員会の職員がプリントサーバの切り替えをすることを想定した切り替え手順を運用・保守マニュアルに記載すること。」との記載に関して、切り替え手順の作成は機能要件ではなく運用要件として記載すべき要件と考えます。	要件の明確化のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
124	要件定義書	44	26	第2章 機能要件 1.3.13 プリントサーバ要件	4	「・本調達範囲外の複合機についても、データセンタ、バックアップセンタ双方のプリントサーバに登録すること。」との記載に関して、「運用期間中にプリンタの変更・追加が生じた場合でも、プリントサーバへの登録・変更の対応をすること。」と記載を変更していただきたい。また、機能要件ではなく運用要件として記載すべき要件と考えます。	要件の明確化のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。以下に、「複合機等の接続変更等」の要件を記載しております。 第3章 非機能要件 17.2.7 人事異動・組織改編に伴う業務
125	要件定義書	44	26	第2章 機能要件 1.3.13 プリントサーバ要件	2	「・本調達範囲外の複合機についても、データセンタ、バックアップセンタ双方のプリントサーバに登録すること。」との記載に関して、クラウドサービスを利用し、プリンタサーバを構築する場合、複合機の情報がデータセンタ及びバックアップセンタに登録可能であれば、要件を満たすことができるという認識で問題ありませんでしょうか。	要件を明確にするため。	クラウドサービス上にプリントサーバを設置する場合について、データセンタが被災した場合においてもバックアップセンタ経由でプリントサーバを利用できる構成であれば、問題ありません。
126	要件定義書	45	2	第2章 機能要件 1.4 回線要件	2	「カジノLAN システムの実現に当たり必要となるインターネット接続回線、WAN 回線等について以下の方針に従い導入すること。なお、必要な回線本数・種別・帯域とその根拠を提案時に明示すること。」との記載に関して、想定されるピーク時の拠点からデータセンタ間のファイル送受信サイズをご教示ください。	ネットワークを利用する帯域の見積条件の明確化のため。	提案するシステム構成から「ファイル送受信サイズ」を想定し、システムのアーキテクチャに最適と思われる構成をご提案ください。
127	要件定義書	46	16	第2章 機能要件 1.5 運用管理機能要件	2	「・カジノLAN システムの運用管理端末は、本調達事業者が必要台数分用意すること。」との記載に関して、運用管理端末の要件（デスクトップ型/ノート型等）をご教示ください。	P54「第2章 ②管理端末」の特定業務システムの管理端末については「ノート型端末」と記載されており、運用管理端末においても要件を明確にする必要があるため。	運用管理端末の仕様（デスクトップ型/ノート型等）については、当該要件（第2章 1.5 運用管理機能要件）を踏まえてご提案下さい。
128	要件定義書	47	3	第2章 機能要件 1.5.1 構成管理・資源管理 (3) 端末構成管理機能	2	導入されているソフトウェアの情報を収集が行え各クライアントコンピューター上のソフトウェアに関するインストール状況（Microsoft Office/ OpenOffice.orgインストール状況、Windows更新プログラム適用状況、BitLockerによるハードディスクを暗号化した際に生成される回復キーWindows10以降OSのOSサービスモデルの設定状態を含む）等についても、自動的に収集可能であること。	Windows10の管理に際して下記情報の収集が必須と思われるためご提案させていただきます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
129	要件定義書	47	21	第2章 機能要件 1.5.1 構成管理・資源管理 (4) トレージ構成管理機能	2	「(4) ストレージ構成管理機能」について、ストレージ装置を使用しない場合は、対応不要という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
130	要件定義書	48		第2章 機能要件 1.5.2 インシデント・問題管理 (1)インシデント・問題管理機能	3	「エスカレーション機能が利用できること。」とあります。エスカレーション機能を有するインシデント・問題管理のツールを提供する必要があるという認識でよろしいでしょうか。ツールの必要性有無を明記いただきたくお願いします。	調達範囲を明確にするため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。グループウェア等の機能で代替可能である場合は、エスカレーション機能を有するインシデント・問題管理のツールは必須ではありません。
131	要件定義書	50		第2章 機能要件 1.5.5 バックアップ (1)バックアップ機能	4	「バックアップを取得したサーバ以外からもリストアの操作ができること。」と記載されていますが、どのような操作を想定されていますでしょうか。	バックアップ、リストアはサーバからの操作ではなく、作業端末からリストア操作を実施する想定であるため、サーバからの操作とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第2章 機能要件 1.5.5 バックアップ (1) バックアップ機能 ・バックアップを取得したサーバ以外からもリストアの操作ができること。
132	要件定義書	51	10	第2章 機能要件 1.5.5. バックアップ (2) バックアップ対象データ	2	バックアップ対象データの凡そのデータ量をご教示いただけませんか	バックアップに係る見積を定量的に実施できるようにするため。	バックアップ対象データの「データ量」は、提案するシステムのアーキテクチャにより異なることが想定されるため、本要件を満たすための構成やバックアップ方式等に基づき、ご提案ください。
133	要件定義書	51	14	第2章 機能要件 1.5.5 バックアップ (2)バックアップ対象データ	2	「・ファイル共有機能で保管しているファイル」との記載に関して、ファイル共有機能の具体的な機能（ファイルサーバ、大容量ファイル交換要件等）をご教示ください。	要件の明確化のため。	要件明確化のため、以下について要件定義書の一部を変更いたします。 第2章 機能要件 1.5.5 バックアップ (2) バックアップ対象データ ・ファイルサーバ機能、大容量ファイル交換機能で保管しているファイル
134	要件定義書	51	1	第2章 機能要件 1.6 特定業務用システム要件	2	USB 接続の記憶装置等の外部記憶媒体について、使用を制御でき制限の設定の際は、ユーザー単位、Active Directory上のセキュリティグループ単位、クライアントコンピューター単位およびユーザーとクライアントコンピューターの組み合わせ単位または、Active Directory上のセキュリティグループとクライアントコンピューターの組み合わせ単位で設定できること。	使用の制限に関して他所事例から下記運用が可能ないように文言の変更をご提案させていただきます	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
135	要件定義書	52		第2章 機能要件 1.6 特定業務用システム要件 (1) 特定業務用システム端末	1	・IEEE 802.11a/b/g/n/ac の無線LAN 機能を有すること。 とありますが、こちらの要件を削除いただけますでしょうか。	特定業務端末は有線LAN接続で使用し、無線LANは使用しない想定です。また、仮に端末に無線LAN機能が存在した場合、セキュリティ上の観点からサービスの停止を検討する必要があります。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
136	要件定義書	54	29	第2章 機能要件 1.6 特定業務用システム要件 (3) 他構成機器 ⑥カラーレーザープリンタ	2	「⑥ カラーレーザープリンタ」について、特定業務用のカラーレーザーについて印刷時のカードや認証情報による認証の可否をご教示ください。	要件の明確化のため。	特定業務用システム カラーレーザープリンタについては、認証による印刷までは求めません。
137	要件定義書	55	24	第2章 機能要件 1.7.2 サーバ証明書管理要件	4	「1.7.2 サーバ証明書管理要件」に関して、以下について明確にすべきと考えます。 ①テスト期間中のドメインの運用 ・暫定ウェブの本運用ドメインとテスト用のドメインを運用する。 ・本事業者は仮のドメインで運用する。 など。 ②暫定ウェブとの並行期間 ・本ドメインのサーバ証明書で運用する。 ・サーバ証明書は、サーバ台数で料金が決定するため、暫定ウェブのサーバ台数+本番ウェブのサーバ台数での見積もりが必要となる。 など。 ③本番運用 本番事業者でサーバ証明書を購入する。 など。	要件の明確化のため。 暫定ウェブ構築業者側のサーバ証明書の手続きや購入内容により本調達におけるサーバ証明書の手続きや購入方法が変わるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 暫定ウェブサイトは別途調達予定のシステムであり、本調達の落札事業者が暫定ウェブサイト及びサーバ証明書を維持・管理することはありません。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
138	要件定義書	59		第3章 非機能要件 2 システム方式に関する事項	3	たとえば下記の要件部分につきまして 2.1.2 アプリケーションプログラムの設計方針 2.1.3 ソフトウェア製品の活用方針 上記等の非機能要件は、オンプレを意識した非機能要件になっており、外部サービス（クラウドサービス）に適用することは困難だと考えております。 そのため、クラウドサービスにて、検討を行う非機能要件については、「クラウドサービスは、」等のクラウドサービスの文言が明記されている箇所のみを対象とする認識で回答ができればと思うのですが、その認識で問題ないでしょうか。 クラウドサービスにも適用される要件はどこであるかを明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 提案するクラウドサービスの提供形態や管理可能な範囲を踏まえることで、要件定義書における適用範囲を理解することが可能であると考えます。なお、クラウドサービスに求める要件について、調達仕様書及び要件定義書に明記しております。
139	要件定義書	61		第3章 非機能要件 2.1.4 システム基盤の方針 (8) 他システムとの接続 ① 複合機	3	「調達範囲外の複合機への設定情報の提供」とあります。 設定情報の提供とは具体的に何かを明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 カジノLANシステムへ接続するネットワーク情報（IPアドレス、DNS、ゲートウェイアドレス、等）となります。
140	要件定義書	61	23	第3章 非機能要件 2.1.4 システム基盤の方針 (8) 他システムとの接続 ② 政府共通ネットワーク	2	「政府共通ネットワーク経由で接続するシステムとして、以下を想定すること。」との記載に関して、政府共通ネットワーク経由で、カジノ管理委員会LANシステムへのアクセスが想定される対象システムをご教示ください。	要件を明確にするため。	「政府共通ネットワーク経由で、カジノ管理委員会LANシステムへのアクセスが想定される対象システム」はありません。
141	要件定義書	64	8	第3章 非機能要件 2.2 カジ管LANシステムの全体構成	4	下記要件に変更いただきたく存じます。 「サーバ及びネットワーク機器については原則冗長構成とする。機器を構成する部品（記憶装置、ネットワークインタフェース及び電源）についても、当該部品の障害に備え、同一機器内での冗長化を行うこと。（主・副ともに同一機種構成で障害時に縮退運転などが発生せ、かつ24時間365日オンサイトでの対応が可能な場合は同一機器内での冗長化は必須としない。）また、信頼性、セキュリティ、拡張性等を考慮した構成となっていること。なお、バックアップセンタに設置する機器はシングル構成も可とする。」	主・副系の回線が同一性能以上の機種で冗長化しており、片系障害時の縮退運転などの状態が発生せず、かつ24時間365日オンサイトでの対応が可能な場合、機器を構成する部品の同一機器内での冗長化は必須でなくとも良いと考えます。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 2.2 カジ管LANシステムの全体構成 ・サーバ及びネットワーク機器については原則冗長構成とする。 機器を構成する部品（記憶装置、ネットワークインタフェース及び電源）についても、当該部品の障害に備え、同一機器内での冗長化を行うこと（主・副ともに、同一機種構成で障害時に職員に影響を与えず、かつ24時間365日オンサイトでの対応が可能な場合は同一機器内での冗長化は必須としない。）また、信頼性、セキュリティ、拡張性等を考慮した構成となっていること。なお、バックアップセンタに設置する機器はシングル構成も可とする。
142	要件定義書	66		第3章 非機能要件 3.1.2 利用対象サービス	3	印刷サービスに関しても明記いただきたくお願いします。 仮想デスクトップ及び共用端末から印刷すると認識しています。	要件を明確にするため。	仮想デスクトップ及び共用端末からの印刷となります。 「印刷サービス」の要件については、以下に記載しております。 第2章 機能要件 1.3.13 プリントサーバ要件
143	要件定義書	68		第3章 非機能要件 4.1 応答時間 表 3-3-4 応答時間目標値	3	「ログオン時間」は仮想デスクトップを表示させるためのログオン情報を送信してからの時間という認識でよろしいでしょうか。 もし、シンクライアント端末自身のログオンを指しているようでしたら、その旨、明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ログオン時間とは、シンクライアント端末起動後、ログオン情報を送信してから仮想デスクトップが表示されるまでの時間となります。
144	要件定義書	68	13	第3章 非機能要件 4.1 応答時間	2	「表 3-3-4 応答時間目標値」の「アプリケーション起動時間」で記載されている目標値のベースとなった条件をご教示ください。	アプリケーションの起動するソフト、読み込むファイルによって大幅に時間が変わる認識のため、提案内容の検討に際して、ベースとなった条件を確認させていただきたい。	記載されている目標値は、他府省庁の事例を参考に設定しております。目標値のベースとなった条件は特に設定しておりません。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
145	要件定義書	68	13	第3章 非機能要件 4.1 応答時間	2	「表 3-3-4 応答時間目標値」の「内部サイト閲覧に係る時間」の記載されている目標値のベースとなった条件をご教示ください。なお、内部サイトは、トップページを開いてから、掲示板に遷移する時間という認識で問題ありませんでしょうか。	提案内容の検討に際して、ベースとなった条件を確認させていただきたい。	記載されている目標値は、他府省庁の事例を参考に設定しております。目標値のベースとなった条件は特に設定しておりません。「内部サイト閲覧に係る時間」については、ウェブページ内のリンクを押下してから画面が表示されるまでの時間となります。
146	要件定義書	68	13	第3章 非機能要件 4.1 応答時間	2	「表 3-3-4 応答時間目標値」の「外部サイト閲覧に係る時間」の記載されている目標値のベースとなった条件をご教示ください。また、外部サイト閲覧の目標値とする、対象のサイトをご教示ください。	アクセスする外部サイトによって大幅に時間が変わる認識のため、提案内容の検討に際して、ベースとなった条件を確認させていただきたい。	記載されている目標値は、他府省庁の事例を参考に設定しております。目標値のベースとなった条件は特に設定しておりません。「外部サイト閲覧の目標値とする、対象のサイト」については、アクセスランキング上位のサイトで、コンテンツの変動が少ないサイトを想定しています。
147	要件定義書	68	13	第3章 非機能要件 4.1 応答時間	2	「表 3-3-4 応答時間目標値」の「ログオン時間」の記載されている目標値のベースとなった条件をご教示ください。	個人ごとのプロフィールの容量やログオンスクリプトなどによって起動時間が異なるため、提案内容の検討に際して、ベースとなった条件を確認させていただきたい。	記載されている目標値は、他府省庁の事例を参考に設定しております。目標値のベースとなった条件は特に設定しておりません。
148	要件定義書	69		第3章 非機能要件 5.1.2 可用性に係る対策	1	「サーバ及びネットワーク機器については原則冗長構成とし、必要に応じて負荷分散装置の配下に設置すること。記憶装置、ネットワークインタフェース、電源及びファンについても、当該部品の障害に備え、同一機器内での冗長化を行うこと。なお、バックアップセンタに設置する機器はシングル構成も可とする。」 上記要件に関して、ネットワーク機器について電源・ファンの同一機器内での冗長化を行うこととした場合、必要以上のスペックを有する上位機種を選定する必要がある場合があります。例えば、ユーザーサービス系のトラフィックが流れない監視系のネットワーク機器については、同一機器内での電源・ファンの冗長化要件を外していただき、必要となる性能に見合った機器を選定できるよう、要件を緩和していただきたくお願いします。または、「同一機器内での冗長化を満たすことが難しい場合、機器冗長による方式も可とする。」という形に変更いただきたくお願いします。	電源・ファン冗長を満たすためには、必要性能以上の上位機器を選定する必要があり、コスト増となってしまうため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 「原則」冗長構成とし、との記載であるため、無線APやフロアスイッチ等、同一機器内での冗長化が困難な機器については、この限りではありません。 第3章 非機能要件 5.1.2 可用性に係る対策 ・サーバ及びネットワーク機器については原則冗長構成とし、必要に応じて負荷分散装置の配下に設置すること。記憶装置、ネットワークインタフェース、電源及びファンについても、当該部品の障害に備え、同一機器内での冗長化を行うこと（主・副ともに、同一機種構成で障害時に縮退運転などが発生せず、かつ24時間365日オンサイトでの対応が可能な場合は同一機器内での冗長化は必須としない。）。なお、バックアップセンタに設置する機器はシングル構成も可とする。
149	要件定義書	69	24	第3章 非機能要件 5.1.2 可用性に係る対策	2	「クラウドサービスを提供する場合は、原則として2 つ以上の地理的に離れた拠点でサービスが提供されており、大規模災害の場合でも別の拠点へ切り替えが行われ、継続的にサービス提供ができること。ただし、カジノ管ウェブサイトの意見募集システム機能及びe ラーニングについては、この限りではない。」との記載に関して、システム可用性を考慮すると、オンプレミスで構築する場合においても上記要件を満たすべきと考えます。	システムの可用性確保に必要と考えるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。大規模災害を想定する際のバックアップセンタ要件として、以下の内容を記載しております。 第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (1) 共通要件 ・災害時・被災時にサービスを継続利用可能とするため、バックアップセンタ内の機器類は平常時から稼働しておき、災害発生時、速やかにバックアップセンタへ切り替えられる状態にしておくこと。
150	要件定義書	69	24	第3章 非機能要件 5.1.2 可用性に係る対策	2	「クラウドサービスを提供する場合は、原則として2 つ以上の地理的に離れた拠点でサービスが提供されており、大規模災害の場合でも別の拠点へ切り替えが行われ、継続的にサービス提供ができること。ただし、カジノ管ウェブサイトの意見募集システム機能及びe ラーニングについては、この限りではない。」との記載に関して、意見募集システム機能及びe ラーニング以外のすべての機能はバックアップセンターに機能を持たせるという認識でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。	データセンタにオンプレミスで構築する場合は、バックアップセンタに同等の機能を持たせる必要があります。ただし、コンテンツマネジメントシステム、意見募集システム及びeラーニングはこの限りではありません。クラウドサービスで構築する場合は、要件に記載の通りです。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
151	要件定義書	70	5	第3章 非機能要件 5.2 完全性要件	4	「・保持するデータについては、RAID を用いて冗長化を行うこと。更にディザスタリカバリによるオンラインバックアップ、又はテープ、HDD 等へのバックアップにより、保持するデータの完全性を確保すること。」との記載に関して、「・保持するデータについては、RAID を用いて冗長化を行うこと。更にディザスタリカバリによるオンラインバックアップを行ったデータをテープ、HDD 等への保管することにより保持するデータの完全性を確保すること。」と記載を変更していただきたい。	「ディザスタリカバリを用いたバックアップ」と「テープ、HDD等の記憶媒体へのバックアップ」は対応のレベルが異なり、要件を明確化するため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
152	要件定義書	70	14	第3章 非機能要件 6 拡張性に関する事項	2	「処理能力やデータ保存領域を拡張する為のCPU、メモリ、記憶装置等、導入後の拡張性を有すること。」との記載に関して、拡張性について、想定される増加量をご教示ください。	製品の選定のため。	導入後想定される拡張性は、以下に記載しております。 第3章 非機能要件 4 性能に関する事項 4.3 その他 ・運用期間中の端末数の増加に対応した過不足のない処理能力を有すること。なお、端末数の増分は運用期間中において、300台を想定すること。
153	要件定義書	70	19	第3章 非機能要件 6 拡張性に関する事項	2	「組織の変化や制度の改革へ柔軟に対応できる構造と機能を有すること。」との記載に関して、想定される、組織の変化の内容、制度の改革による対応内容についてご教示ください。	拡張性に関する前提条件の明確化のため。	様々な変化に対応可能となるような、コンセプト及びアーキテクチャをご提案ください。
154	要件定義書	73		第3章 非機能要件 11 情報セキュリティに関する事項	3	「カジノ管理委員会情報セキュリティポリシー」はいつ開示いただける目安でしょうか。その旨、明記いただきたくお願いします。	もし提案時に開示可能であれば、左記ポリシーを考慮した提案を実施できるため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
155	要件定義書	73		第3章 非機能要件 11.1 主体認証	2	以下の仕様を追記することで、より厳格にセキュリティ対策を行うことが可能です。 記載の追記のご検討をよろしくお願いいたします。 「各システムのアクセス時にも、アクセス経路や機密性など条件に応じて、認証方式を追加で必要とする機能を有する事」	システムや機器の種類だけでなく、アクセス先の機密性に応じて認証方式を追加で採用する事が、より厳格にセキュリティ対策を行うことができるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
156	要件定義書	73		第3章 非機能要件 11.1 主体認証	2	以下の仕様を追記することで、より厳格にセキュリティ対策を行うことが可能です。 記載の追記のご検討をよろしくお願いいたします。 「生体認証は、FIDO 2.0に準拠する事」	世界標準(W3C, 2019/3勧告)となりましたWebAuthn/FIDO2に準拠する事で、より安全な標準化認証方式への対応を担保できるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
157	要件定義書	73		第3章 非機能要件 11.1 主体認証	2	以下の仕様を追記することで、より厳格にセキュリティ対策を行うことが可能です。 記載の追記のご検討をよろしくお願いいたします。 「無線LANへ認証も生体認証を用いること。」	クライアント証明書を用いたデバイス認証では、接続するデバイスの確認であり、許可されたユーザー本人かどうか、確認ができておりません。 クライアント証明書に追加して、生体認証を使用した本人確認を用いれば、更に厳格なセキュリティの担保につながるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
158	要件定義書	74	3	第3章 非機能要件 11.1主体認証	1	「パスワード盗用のリスクを下げるため、パスワード長、文字種類の指定、同一パスワードの禁止等の機能を有すること。」との記載がございますが、パスワードルールの設定内容について特に条件の内容や、複数条件を満たす等の指定はなく、対策を個別に提案する形でよろしでしょうか。	ソフトウェアによっては指定できる条件が限られるため。	ご認識の通り、本要件は個々の実装方法を指定するものではありません。要件定義書に示すように、統一基準に準拠した対策をご提案ください。
159	要件定義書	74	6	第3章 非機能要件 11.1 主体認証	2	「仮想デスクトップ及び共用端末から利用する場合、一度の主体認証によりサービスが利用可能なシングルサインオン機能を有すること。なお、他システムは対象外とする。」との記載がありますが、この「他システム」とはクラウドサービスという理解でよろしいでしょうか。	調達要件を明確にするため。	以下に記載の通り、「他システム」とは、「クラウドサービス」を示すのではなく、「政府共通ネットワーク、各種府省共通システム、カジノ管理委員会LANシステムと接続し利用する複合機等。本調達の範囲外。」を示します。 調達仕様書 第1章 概要 4.1 用語の定義

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
160	要件定義書	75		第3章 非機能要件 11.3 証跡管理	3	証跡ログ対象でファイルの操作ログとあります。こちらは仮想デスクトップ上のみの対象と理解して問題ないでしょうか。収集する証跡ログの対象について明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 なお、ファイルの操作ログを収集する対象は、仮想デスクトップ、共用端末、特定業務用システム端末となります。
161	要件定義書	75	2	第3章 非機能要件 11.3 証跡管理	2	・収集する証跡ログは以下に示すものを想定している。具体的な収集情報・ 保管期間については契約締結後、カジ管PJMO と協議の上、決定すること。 ・システム監査ログ（管理者による操作、設定変更等） ・ユーザ認証ログ ・ファイルの操作ログ ・メールの送受信ログ（メールジャーナル） ・プロセス起動/停止ログ ・ログオン/ログオフログ ・ウイルスを含むマルウェア及び脅威の検知ログ ・ウェブアクセスログ ・DNS クエリーログ ・チャットやWeb 会議の発着信履歴 ・アプリケーションによる通信ログ（ブラウザ以外のアプリケーションが外部と通信を行った実行元のアプリケーションのファイル名のログも含める） ・その他カジ管PJMO が必要と認めた情報	昨今の脆弱性を狙った攻撃等の場合端末で収集した情報をアップロードした実行ファイルの特定や実行ファイルの停止が有効なためログ取得の内容としてご提案させていただきます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
162	要件定義書	75	2	第3章 非機能要件 11.3 証跡管理	2	・コンピューターウイルスに感染した場合に、クライアントコンピューターをネットワークから遮断しつつ資産情報やログを収集するため特定イベントの検出時に、ネットワークからの遮断を除外する通信を設定できること。 また、本ソフトウェアによる通信は維持できること。	セキュリティ上の脅威が発生した端末に対してLANケーブルやネットワークの切り離しが一般的になってきています。ヘルプデスクからの遠隔からの実施、イベントと連携しての実施をご提案させていただきます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
163	要件定義書	75	2	第3章 非機能要件 11.3 証跡管理	2	「・提供するサービスにおける証跡ログ等を収集し、必要な証跡に対して分析する機能を有すること。なお、証跡管理に関しては、統一基準等に準拠すること。」との記載に関して、インシデント発生時等に取得した証跡を用いた調査、証跡ログを提供してのベンダーへの問合せになると考えております。当該要件は「SOCを導入すること。」という解釈で相違ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	本要件を満たしていれば、対応方法等については問いません。分析が必要となった場合の対応方法等についてご提案ください。
164	要件定義書	75	28	第3章 非機能要件 11.3 証跡管理	2	「・証跡ログは、カジ管PJMO が指定する外部環境等に転送可能なこと。」との記載に関して、想定されている外部環境をご教示ください。	要件の明確化のため。	指定する外部環境等については、資料閲覧時に開示します。
165	要件定義書	76	23	第3章 非機能要件 11.3 証跡管理	2	「・各サーバやセキュリティ機器から収集された証跡情報を基に相関分析等を行うことにより不審な動作を検出可能とすること。」との記載に関して、インシデント発生時等に取得した証跡を用いた調査、証跡ログを提供してのベンダーへの問合せになると考えております。当該要件は「SOCにて分析を行うこと」という解釈で相違ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	本要件を満たしていれば、対応方法等については問いません。分析が必要となった場合の対応方法等についてご提案ください。
166	要件定義書	80	23	第3章 非機能要件 11.6 不正プログラム対策	2	「入口対策と内部対策、またC&Cサーバとの接続等を防ぐ外出口対策が自動連携し、いずれかで検知されたマルウェアや不正通信の情報が自動的に連携可能尾であること」を追加することをご提案します。	ネットワーク上で検知する脅威を即座に他の対策機器等で自動連携することで夜間や祝休日等の運用が手薄くなる期間でも、被害拡大防止、被害の極小化を実現できることが重要であると考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
167	要件定義書	78		第3章 非機能要件 11.6.2 不正プログラム対策管理サーバ	4	「不正プログラム対策ソフトウェアの定義ファイル更新は不正プログラム対策管理サーバがインターネット経由で取得・管理する構成とすること。」とありますが、クラウド上のサーバは、クラウド上に立てた不正プログラム対策管理サーバで管理する形で問題ないでしょうか。その旨、明記いただきたくお願いします。	クラウド上のサーバに関して明記されていませんが、オンプレミスの管理サーバから、クラウド（Azure）上のエージェントを管理するという構成はメーカー側でサポートされていないため	定義ファイルの更新・管理が正常に実施できれば、構成（クラウドサービス、オンプレミス）は問いません。
168	要件定義書	80	26	第3章 非機能要件 11.9.1 信頼性に係る要件	1	「導入するクラウドサービスは、ISO/IEC 27017 認証を取得している、又は同等の管理策を実施していること。」との記載に関して、SaaSサービスなどにおいて、現時点で当該認証及び管理策を行っているサービスが非常に少ないためクラウドの適用が困難です。以下の条件の場合、クラウドサービス、アウトソーシングサービスの利用を可能とする要件として下記内容に変更していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO/IEC27001の認証を取得してるデータセンタ及び閉域接続で接続するサービス ・ 個人情報を取り扱わないクラウドサービス ・ ASP・SaaS情報開示認定制度で認定を受けているサービス 	選定製品・提案の幅を広げ、より積極的なクラウドサービスの利用を可能とするため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。要件定義書に記載のとおり、同等の管理策を提示し、本認証と遜色がないと判断可能な内容であれば問題はなく、以下にも同様の要件を記載しております。 調達仕様書 第10章 2 契約条件 2.1 クラウドサービスの選定条件
169	要件定義書	81	16	第3章 非機能要件 11.9.4 情報の流通経路全般のセキュリティに係る要件	1	「導入するクラウドサービスは、アクセスログ等を入手できること。」との記載に関して、「導入するクラウドサービスは、セキュリティリスクの疑いがあった場合、クラウド事業者によってアクセスログを解析して調査に応じること。」と記載を変更していただきたい。	SaaSなどのサービスは他のサービス利用者と環境を共有する特性から情報の提示が困難な場合があり、要件の変更により選定製品・提案の幅を広げるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。アクセスログ等の入手は、クラウドサービスを導入するにあたって必須の要件となります。
170	要件定義書	81		第3章 非機能要件 11.9.4 情報の流通経路全般のセキュリティに係る要件	3	「導入するクラウドサービスは、アクセスログ等を入手できること」とあります。アクセスログとは、クラウドサービス毎に対象が異なってくると思われますが、具体的に何を指していますでしょうか。その旨、明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。選択されたクラウドサービス毎に、入手可能なアクセスログを提示して頂きます。その上で、カジノLANシステムとして必要となるアクセスログを、カジノPJMOと協議の上、決定します。
171	要件定義書	82		第3章 非機能要件 12.1.1 Windowsサーバ	2	以下の4点の仕様を追記することで、サプライチェーン・リスクの対策が可能です。記載の追記のご検討をよろしくお願いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サーバに実装されたファームウェアの監視及び正常性の確認ができること。 ・ ファームウェアの正常性確認ロジックそのものを改ざんされないよう、そのロジックは独立したサーバ監視プロセッサにROMとして組み込まれており、不変であること。 ・ サーバ起動時にファームウェアの改ざんがないことを確認してから起動できること。 ・ OS稼働中のファームウェアの改ざんを自動検知し、自動復旧する機能を有すること。 	平成30年12月10日に内閣サイバーセキュリティセンターより発行されました「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」にて、より一層のサプライチェーン・リスクに対応する調達が求められているため。	サプライチェーン・リスクの対策については、以下に記載済みとなります。 調達仕様書 第6章 作業の実施にあたっての遵守事項 3 情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応
172	要件定義書	82	13	第3章 非機能要件 12.1.1 Windowsサーバ	2	「12.1.1 Windows サーバ」の記載に関して、オンプレミスの場合にのみ必要な要件と考えます。クラウドサービス上にWindowsサーバを立てる場合、記載されている要件は対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りとなります。クラウドサービスの場合においても、以下に記載のSLAIに関する事項を満たした上で、可用性、耐障害性等を担保して頂きます。 第3章 10 サービスレベルアグリーメントに関する事項

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
173	要件定義書	83		第3章 非機能要件 12.1.2 Linuxサーバ	2	以下の4点の仕様を追記することで、サプライチェーン・リスクの対策が可能です。 記載の追記のご検討をよろしくお願いいたします。 ・サーバに実装されたファームウェアの監視及び正常性の確認ができること。 ・ファームウェアの正常性確認ロジックそのものを改ざんされないよう、そのロジックは独立したサーバ監視プロセッサにROMとして組み込まれており、不変であること。 ・サーバ起動時にファームウェアの改ざんがないことを確認してから起動できること。 ・OS稼働中のファームウェアの改ざんを自動検知し、自動復旧する機能を有すること。	平成30年12月10日に内閣サイバーセキュリティセンターより発行されました「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」にて、より一層のサプライチェーン・リスクに対応する調達が求められているため。	サプライチェーン・リスクの対策については、以下に記載済みとなります。 調達仕様書 第6章 作業の実施にあたっての遵守事項 3 情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応
174	要件定義書	83	5	第3章 非機能要件 12.1.2 Linuxサーバ	2	「12.1.2 Linuxサーバ」との記載に関して、オンプレミスの場合にのみ必要な要件と考えます。クラウドサービス上にLinuxサーバを立てる場合、記載されている要件は対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りとなります。 クラウドサービスの場合においても、以下に記載のSLAに関する事項を満たした上で、可用性、耐障害性等を担保して頂きます。 第3章 非機能要件 10 サービスレベルアグリーメントに関する事項
175	要件定義書	83		第3章 非機能要件 12.1.3 仮想ホストサーバ	2	以下の4点の仕様を追記することで、サプライチェーン・リスクの対策が可能です。 記載の追記のご検討をよろしくお願いいたします。 ・サーバに実装されたファームウェアの監視及び正常性の確認ができること。 ・ファームウェアの正常性確認ロジックそのものを改ざんされないよう、そのロジックは独立したサーバ監視プロセッサにROMとして組み込まれており、不変であること。 ・サーバ起動時にファームウェアの改ざんがないことを確認してから起動できること。 ・OS稼働中のファームウェアの改ざんを自動検知し、自動復旧する機能を有すること。	平成30年12月10日に内閣サイバーセキュリティセンターより発行されました「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」にて、より一層のサプライチェーン・リスクに対応する調達が求められているため。	サプライチェーン・リスクの対策については、以下に記載済みとなります。 調達仕様書 第6章 作業の実施にあたっての遵守事項 3 情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応
176	要件定義書	83	27	第3章 非機能要件 12.1.3 仮想ホストサーバ	2	「12.1.3 仮想ホストサーバ」との記載に関して、オンプレミスの場合にのみ必要な要件と考えます。クラウドサービス上で仮想マシンを構築する場合、記載されている要件は対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りとなります。 クラウドサービスの場合においても、以下に記載のSLAに関する事項を満たした上で、可用性、耐障害性等を担保して頂きます。 第3章 非機能要件 10 サービスレベルアグリーメントに関する事項
177	要件定義書	86	5	第3章 非機能要件 12.1.6 ルータ	4	下記要件に変更いただけないでしょうか？ 「シェーピング機能を有すること。（サービス事業者側の設備にて対応できれば良しとする）」	お客様側に設置する機器でなく、サービス事業者側の機器で対応していれば良いと考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
178	要件定義書	86	6	第3章 非機能要件 12.1.6 ルータ	4	下記要件に変更いただけないでしょうか？ 「カジ管LANシステムにおいて送受信されるパケットを識別し、優先してパケット中継を行うことを可能とする優先制御機能を有すること。（サービス事業者側の設備にて対応できれば良しとする）」	お客様側に設置する機器でなく、サービス事業者側の機器で対応していれば良いと考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
179	要件定義書	86	8	第3章 非機能要件 12.1.6 ルータ	4	下記要件に変更いただけないでしょうか？ 「NAT、NAPT機能を有すること。（ファイアウォール等で対応できる場合必須としない）」	ルータではなく、ファイアウォール等で対応できればよいかと存じます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
180	要件定義書	86	25	第3章 非機能要件 12.1.6 ルータ	4	下記要件に変更いただけないでしょうか？ 「ルータまたは又はその他機器にてログをサーバへ転送する機能（Syslog等）を有すること」	ルータにてログの取得が行えなくとも、他の機器にてログの取得ができればよいという認識でございます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
181	要件定義書	86	26	第3章 非機能要件 12.1.6 ルータ	4	下記要件を削除いただけないでしょうか？ 「IPv4 環境及びIPv6 環境に対応していること。」	カジ管事務所様からデータセンターへの接続にIPv6の通信はございますでしょうか？想定がない場合、左記要件は必須ではないしていただきたく存じます。またIPv6の通信がある場合、WAN側のルータで機能を有していなくとも、その他機器で対応ができればよいとしていただけないでしょうか？	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
182	要件定義書	88	14	第3章 非機能要件 12.2 標準ソフトウェア構成	3	「・本調達のシステム及びサービスを利用する上で、行政端末の動作環境に必要なソフトウェア及びソフトウェアコンポーネント等を整理し、行政端末等のひな型へ組み込む対象や方法について、Web 事業者と調整の上、決定すること。」との記載に関して、同項目の「・本調達のシステム及びサービスを利用する上で、行政端末の動作環境に必要なソフトウェア及びソフトウェアコンポーネント等を整理し、行政端末等のひな型へ組み込む対象や方法について、Web 事業者と調整の上、決定すること。」と重複するように思われるため、記載を修正いただきたい。	誤記と思われるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第3章 非機能要件 12.2 標準ソフトウェア構成 ・本調達のシステム及びサービスを利用する上で、行政端末の動作環境に必要なソフトウェア及びソフトウェアコンポーネント等を整理し、行政端末等のひな型へ組み込む対象や方法について、Web事業者と調整の上、決定すること。
183	要件定義書	88	14	第3章 非機能要件 12.2 標準ソフトウェア構成	2	「・本調達のシステム及びサービスを利用する上で、行政端末の動作環境に必要なソフトウェア及びソフトウェアコンポーネント等を整理し、行政端末等のひな型へ組み込む対象や方法について、Web 事業者と調整の上、決定すること。」との記載に関して、「Web事業者」とは「本調達事業者」という認識で問題ありませんでしょうか。	誤記と思われるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を削除いたします。 第3章 非機能要件 12.2 標準ソフトウェア構成 ・本調達のシステム及びサービスを利用する上で、行政端末の動作環境に必要なソフトウェア及びソフトウェアコンポーネント等を整理し、行政端末等のひな型へ組み込む対象や方法について、Web事業者と調整の上、決定すること。
184	要件定義書	89	9	第3章 非機能要件 12.2.3 端末ソフトウェア	2	シンクライアントの要件として「電子メール送受信」、「ブラウザ」が対象となっておりますが、シンクライアント端末は仮想デスクトップ上の「電子メール送受信」、「ブラウザ」に関わる機能を実行し、シンクライアント端末上には「電子メール送受信」、「ブラウザ」に関わる画像データが仮想デスクトップから送信されてくる（＝シンクライアント端末には「電子メール送受信」、「ブラウザ」に関わる機能を具備しない）との認識でよろしいでしょうか。	調達要件を明確にするため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 12.2.3 端末ソフトウェア 表 3-12-1 端末のソフトウェア一覧 シンクライアント No. 2 電子メール送受信 ⊕ No. 7 ブラウザ ⊕
185	要件定義書	89	9	第3章 非機能要件 12.2.3 端末ソフトウェア	2	表のメール送受信について、シンクライアントが対象となっておりますが、メールは仮想デスクトップからのみ利用する想定のため、対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	誤記と思われるため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 12.2.3 端末ソフトウェア 表 3-12-1 端末のソフトウェア一覧 シンクライアント No. 2 電子メール送受信 ⊕
186	要件定義書	94	7	第3章 非機能要件 12.3.1 シンクライアント	2	「・カジ管LAN システムに必要なソフトウェア及び周辺機器等の接続に必要なドライバ類をサポートすること。」との記載について、ドライバは本調達における、幹部用プリンタ、サービスデスク用プリンタ及び、別調達となる複合機が対象という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	提案構成により、ドライバが必要となる機器全てが対象となります。また、別調達となる複合機のドライバも対象となります。
187	要件定義書	95	2	第3章 非機能要件 12.3.2 共用端末	2	「IEEE 802.11a/b/g/n/ac の無線LAN 機能を有すること。」との記載に関して、共用端末について、無線LANを用いた接続先はカジ管LANシステムのみという認識で問題ありませんでしょうか。	要件明確化のため。	ご認識の通りです。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
188	要件定義書	95		第3章 非機能要件 12.3.3 プリンタ・複合機要件 (1) 幹部用プリンタ (2) サービスデスク用プリンタ	4	印刷速度はカラー・A4片面で毎分24枚以上で問題無いでしょうか。	要件を明確にするため	ご認識の通りです。 要件明確化のため、以下について要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 12.3.3 プリンタ・複合機要件 (1) 幹部用 カラーレーザー プリンタ (2) サービスデスク用 カラーレーザー プリンタ
189	要件定義書	96		第3章 非機能要件 12.3.3 プリンタ・複合機要件 (1) 幹部用プリンタ (2) サービスデスク用プリンタ	4	プリンタの種類はインクジェットプリンターではなくレーザープリンターで問題無いでしょうか。	要件を明確にするため	ご認識の通りです。 要件明確化のため、以下について要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 12.3.3 プリンタ・複合機要件 (1) 幹部用 カラーレーザー プリンタ (2) サービスデスク用 カラーレーザー プリンタ
190	要件定義書	95	29	第3章 非機能要件 12.3.3 プリンタ・複合機要件 (1) 幹部用プリンタ	2	「(1) 幹部用プリンタ」に関して、幹部用プリンタについて、印刷時のカードや認証情報による認証の要否をご教示ください。	要件明確化のため。	幹部用プリンタでの印刷時における認証は不要です。
191	要件定義書	96	7	第3章 非機能要件 12.3.3 プリンタ・複合機要件 (2) サービスデスク用プリンタ	2	「(2) サービスデスク用プリンタ」に関して、サービスデスク用プリンタについて、印刷時のカードや認証情報による認証の要否をご教示ください。	要件明確化のため。	サービスデスク用プリンタでの印刷時における認証は不要です。
192	要件定義書	97		第3章 非機能要件 12.4.1 カジ管事務室	3	カジ管事務室に関して、開発工程検討にあたり必要となるため、下記項目を明記いただきたくお願いします。 ・カジ管事務室の下見（回線導入、建屋内配線など）可能時期 ・回線導入や建屋内配線、機器の搬入はいつから可能か	開発工程検討に必要となるため。	現地調査、回線導入や建屋内配線及び機器の搬入等については、契約締結後以降に実施可能となります。
193	要件定義書	97		第3章 非機能要件 12.4.1 カジ管事務室	4	「カジ管事務室における電気通信事業者からの引き込み回線について、終端しているMDF からサーバ室までの構内配線（光ファイバケーブル）、木版、PD 盤等の設置について実施すること。」 カジ管事務室の縦管工事は調達事業者側で実施可能なのでしょうか。別途ビル管理側との調整が必要となるかと思いますが、ビル管理側との調整は調達範囲外と考えてよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	「カジ管事務室の縦管工事」は、応札事業者側にて対応頂きます。ビル管理側との調整は、カジ管PJMOにて対応します。
194	要件定義書	97		第3章 非機能要件 12.4.1 カジ管事務室 (1) 設置する機器	4	資料閲覧時の「別紙5. カジ管事務室フロアレイアウト（案）」にラック設置予定箇所を提示いただきたくお願いします。	構成を想定するため。	サーバールームへのラック設置位置は、新設のため指定はございません。排熱等を考慮して設置場所を決めてください。サーバールーム以外に設置するラックについては、契約締結後、カジ管PJMOと協議の上、決定してください。
195	要件定義書	98	7	第3章 非機能要件 12.4.1 カジ管事務室 (1) 設置する機器	3	「・カジ管事務室に設置する機器は、スイッチ、ルータ、無線LANアクセスポイント等のネットワーク機器のみとする。」との記載に関して、特定業務システムの機器もカジ管事務室に設置する認識のため、記載を修正いただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 ・カジ管事務室に設置する機器は、原則としてスイッチ、ルータ、無線LANアクセスポイント等のネットワーク機器、及び特定業務用システムのみとする。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
196	要件定義書	98	20	第3章 非機能要件 12.4.1 カジ管事務室 (2) 設置作業	4	「・特定業務用システムに係る機器等の設置作業及びLAN 配線・接続作業を行うこと。」との記載に関して、サーバ設置における制限事項（電源容量や耐荷重等）を記載していただきたい。	要件の明確化のため。	サーバ設置に関しては、高さ1,000mm以下のハーフラックに収まること制限事項となります。耐荷重は一般的なフリーアクセス床を想定してください。 高さ及び耐荷重以外のハーフラック要件については、下記に記載しております。 第2章 機能要件 1.6 特定業務用システム要件 (3) その他構成機器 ④ ハーフラック
197	要件定義書	99	3	第3章 非機能要件 12.4.2 データセンタ要件 (1) 立地要件	1	「国土交通省が公開している「洪水危険氾濫地域図」で指定された場所がないこと。」との記載に関して、データセンタについて、「洪水危険氾濫地域図」に指定されていても、浸水予想の高さを超えて嵩上げを実施している場合、データセンタとしての選定を可能としていただきたい。	「洪水危険氾濫地域図」に指定されている場合でも、ハザードマップで予想されている浸水以上の嵩上げを行っている場合、要件を満たしていと認識しているため。 なお、利用を予定している、データセンタについて、予想浸水より高い嵩上げを実施している場合は問題ないとするため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 12.4.2 データセンタ要件 (1) 立地要件 ・国土交通省が公開している「洪水危険氾濫地域図」で指定された場所がないこと。または、「洪水危険氾濫地域図」で指定された場所であっても、浸水予想の高さを超えて嵩上げを実施している等の対策が施されていること。
198	要件定義書	100	13	第3章 非機能要件 12.4.2 データセンタ要件 (3) サーバ室電源・空調要件 ②空調設備機能	2	「サーバ室内を24℃以下、湿度50%±10%、又はサーバ等機器の稼働温湿度条件以内に保つこと。」との記載がございましたが、コンピュータの許容する空調条件(通常22～26℃、40～60%程度)にて問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご要件を明確にするため。	ご認識の通りです。 「サーバ等機器の稼働温湿度条件以内に保つこと。」を満たすことが要件となります。
199	要件定義書	101	19	第3章 非機能要件 12.4.3バックアップセンタ要件 (1)立地要件	2	「データセンタが位置するプレート（北米プレート）と異なるプレート（ユーラシアプレート）上に位置していること。」との記載がありますが、メイン若しくはバックアップについてどちらかのデータセンタを海外に保有する必要はございますでしょうか。	メンテナンス作業等の検討のため。	データセンタ及びバックアップセンタは、日本国内にあることを想定しております。要件定義書の通り、バックアップセンタは、日本国内のユーラシアプレート上に位置することを要件としております。
200	要件定義書	101	26	第3章 非機能要件 12.4.3 バックアップセンタ要件 (1)立地要件	1	「国土交通省が公開している「洪水危険氾濫地域図」で指定された場所がないこと。」との記載に関して、バックアップセンタについて、「洪水危険氾濫地域図」に指定されていても、浸水予想の高さを超えて嵩上げを実施している場合、バックアップセンタとしての選定を可能としていただきたい。	「洪水危険氾濫地域図」に指定されている場合でも、ハザードマップで予想されている浸水以上の嵩上げを行っている場合、要件を満たしていと認識しているため。 なお、利用を予定している、バックアップセンタについて、予想浸水より高い嵩上げを実施している場合は問題ないとするため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 12.4.3 バックアップセンタ要件 (1)立地要件 ・国土交通省が公開している「洪水危険氾濫地域図」で指定された場所がないこと。または、「洪水危険氾濫地域図」で指定された場所であっても、浸水予想の高さを超えて嵩上げを実施している等の対策が施されていること。
201	要件定義書	101/ 104	10/回	第3章 非機能要件 12.4.2データセンタ要件 (6)可用性要件 12.4.3バックアップセンタ要件 (6)可用性要件	4	下記要件を削除いただけないでしょうか？ 「インターネット接続の冗長化については、複数のISP（インターネットサービスプロバイダ）と接続し、冗長化を行うこと。」	回線をAct-Stanby構成とする場合、お客様にてAS番号を取得する必要がございます。 障害時の影響を懸念した要件かと存じますが、1ISP事業者においても、十分なバックボーンネットワークを保持していれば障害時の影響は少ないものと考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。 カジ管LANシステムに必要な要件となります。
202	要件定義書	107	3	第3章 非機能要件 13.1.4 データ	2	「データの持ち出し、コピー等の禁止」との記載がありますが、エビデンス作成はどのように実施する想定でしょうか。	作業場所の制約を明確にするため。	テスト実施時に本番データを使用する場合の、「データの持ち出し」「コピー等の禁止」に関する管理方法及びエビデンスを含めてご提案ください。
203	要件定義書	108	26	第3章 非機能要件 14.2.1移行調査・計画策定 (1) 移行データ調査	2	移行データについては、履行期間中に調査することが要件となっておりますが、現時点で想定される移行データ量をご教示いただけませんかでしょうか。	移行に係る見積を定量的に実施できるようにするため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
204	要件定義書	108	26	第3章 非機能要件 14.2.1 移行調査・計画策定 (1) 移行データ調査	2	「移行データ調査」との記載がありますが、移行データとはどのようなデータを指しますでしょうか。	新規システムと想定しており、移行すべきデータを明確にしたいため。	移行対象データについては、以下に記載しております。 第3章 非機能要件 14 移行に関する事項 14.3 移行対象データ

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
205	要件定義書	111		第3章 非機能要件 14.2.3 暫定ウェブサイトからの移行準備	3	今回の調達範囲であるカジ管ウェブサイトは、暫定ウェブサイトのデザインやレイアウトを基に階層構造設計を新たに実施することと、新規に意見募集システムも作成することから、設計に期間を要すると考えております。 キックオフ後すみやかにウェブサイトの設計調整を開始したいため、開発工程を検討するうえでも、暫定ウェブサイトの立ち上げ時期もしくはデザイン・レイアウトの確定時期を明記いただけますようお願いいたします。	開発工程検討に必要となるため。	委員会設置時まで「暫定ウェブサイト」が稼働する予定です。
206	要件定義書	113	3	第3章 非機能要件 14.2.5 本運用開始(2)運用	4	「・カジ管ウェブサイトドメインの切り替えが完了するまでの期間は、暫定ウェブサイトを稼働させておくこと。」との記載に関して、暫定ウェブサイトは本番ウェブサイトよりも使用する機能が少ない可能性があると考えており、本番ウェブサイトの機能で暫定ウェブサイトを稼働しながらドメインの切り替えを行うことは非常に困難と考えます。意見箱等のドメインをあらかじめ分けて構築を行うなど対応方針を再度検討していただきたい。	要件の明確化のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。「本番ウェブサイトの機能で暫定ウェブサイトを稼働」させる訳ではなく、暫定ウェブサイトは別途調達されるシステムとなるため、ドメインを切り替えることは可能と考えています。
207	要件定義書	113	9	第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	「・移行対象のデータは以下を想定すること。」-「電子メールデータ」の移行対象は、メールサーバに格納されているメールデータのみであり、アドレス帳等は移行対象外という認識で問題ありませんでしょうか。	要件を明確にするため。	各職員のアドレス帳についても、移行の対象となります。
208	要件定義書	113	9	第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	「・移行対象のデータは以下を想定すること。」-「電子メールデータ」の想定される移行対象のユーザ数をご教示ください。	要件を明確にするため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
209	要件定義書	113	9	第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	「・移行対象のデータは以下を想定すること。」-「ファイルサーバデータ」について、想定される移行対象のファイルサイズ及び、ファイル数をご教示ください。	要件を明確にするため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
210	要件定義書	113		第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	移行対象のデータは以下を想定すること。 ・電子メール とありますが、移行元のメールデータは、Exchange Serverに格納されている認識で問題ないでしょうか？移行元の製品名とバージョンをご教示いただきたくお願いします。	要件詳細を確認するため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
211	要件定義書	113		第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	移行対象のデータは以下を想定すること。 ・電子メール とありますが、使用するメールアドレスは、他の組織と共通等の理由で既に別のOffice 365テナントに登録されていますでしょうか。その旨、明記いただきたくお願いします。	利用予定のドメインが別のテナントに登録されている場合、新しいテナントで登録出来ず、登録する場合は元のテナントで削除作業を行う必要がございます。それにより、移行コストや移理工数に影響するため確認させていただきたく思います。	カジ管LANシステムで使用するメールアドレスは、新規ドメインとなります。別のOffice 365テナントには登録されていません。
212	要件定義書	113		第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	移行対象のデータは以下を想定すること。 ・電子メール とありますが、使用するメールアドレスは、他の組織が使用するドメインのサブドメインになっていないという理解でよろしいでしょうか。もし、サブドメインとして登録されている場合、元のドメインが別のOffice 365テナントに登録されていますでしょうか。その旨、明記いただきたくお願いします。	別のテナントに登録されているドメインのサブドメインの場合、登録そのものは可能ですが、登録する際に必要なDNSサーバーのレコード登録を元のドメインの管理者に依頼することになります。それにより、移行コストや移理工数に影響するため確認させていただきたく思います。	カジ管LANシステムで使用するメールアドレスは、新規ドメインとなります。別のOffice 365テナントには登録されていません。また、サブドメインにもなっておりません。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
213	要件定義書	113		第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	移行対象のデータは以下を想定すること。 ・電子メール とありますが、新規組織では新しいメールアドレスに変更する前提で問題無いでしょうか。現行利用されているメールアドレスを、本番組織で引き続き使用される場合は、その旨、明記いただきたくお願いします。	メールアドレスの移行の有無は、メールルーティングの切替えの有無につながります。それに伴い、移行コストや移行工数に影響するため。	カジノLANシステムで使用するメールアドレスは、新規ドメインとなります。
214	要件定義書	113		第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	3	移行対象データについて、それぞれの想定容量等を明記いただきたくお願いします。	ストレージ容量の算出に必要なため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
215	要件定義書	113	20	第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	2	「・内閣府LAN（共通システム）で利用しているMicrosoft Office等の各種ファイルに関して、カジノLAN システムへの移行後も問題無く利用可能とすること。」との記載に関して、具体的なファイルの一覧をご教示ください。（例、一太郎ファイル等）	P110「14.2.2 移行作業準備」-「(3)移行ツール等の設計・開発・検証」に「・データ移行について、正確性及び効率性を考慮し、必要に応じ、内閣府LAN（共通システム）から出力されたデータをカジノLAN システムに取り込む為の変換並びに移行ツール等を設計・開発すること。」と記載されており、インストール対象ファイルを具体化し要件を明確にすることで、より適正な提案が検討可能と考えるため。	データ移行の対象ファイルは、「第3章 非機能要件 12.2.3 端末ソフトウェア」に示すソフトウェアのファイルとなります。
216	要件定義書	113		第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	3	「内閣府 LAN（共通システム）で利用している Microsoft Office等の各種ファイルに関して、カジノ LAN システムへの移行後も問題無く利用可能とすること。」とあります。ご利用のMicrosoft Officeのバージョン情報を明記いただきたくお願いします。	技術的に移行できるかどうかを確認するため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。
217	要件定義書	113	20	第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ	4	「・「暫定ウェブサイト用コンテンツデータ」は、「第2章1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能」に示す機能を実装し、コンテンツデータ等の管理を可能とした上で、対象データを移行すること。」との記載に関して、「「暫定ウェブサイト用コンテンツデータ」は、「第2章1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能」に示す機能で管理が可能となるように、コンテンツを変換・管理し、対象データを移行すること。」と記載を変更すべきと考えます。	コンテンツデータは機能ではなく、誤記と思われるため。	要件明確化のため、以下について要件定義書の一部を変更いたします。 なお、暫定ウェブサイトは別調達となります。 第3章 非機能要件 14.3 移行対象データ ・「第2章1.2.3 コンテンツマネジメントシステム機能」に示す機能を実装し、コンテンツデータ等の管理を可能とした上で、「暫定ウェブサイト用コンテンツデータ」を移行すること。
218	要件定義書	114	15	第3章 非機能要件 16 教育に関する事項	2	「16 教育に関する事項」において、e ラーニングを活用する予定はありますか。利用する場合は、当該事項におけるe ラーニングの位置付けや用途等をご教示ください。	要件を明確にするため。	eラーニング機能の活用は想定しておりません。
219	要件定義書	116		第3章 非機能要件 17.1.2 定期報告業務 (1)運用状況報告業務	3	月次の運用保守状況の報告に「行政端末及びプリンタ、スイッチの設置等作業記録」とあります。プリンタ、スイッチの設置等の作業に関して、作業ボリューム算出のため、大よその作業発生回数を明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	通常のサービスデスク対応範囲内に収まる業務量を想定し、ご提案ください。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
220	要件定義書	119		第3章 非機能要件 17.1.4 キャパシティ管理業務	3	「本調達事業者はキャパシティ計画に伴い、メモリ、ディスク容量等を適宜変更すること。」とあります。変更作業（設計見直し）や変更に伴うメモリ等の調達は、キャパシティ計画に基づくものであり現時点における費用積算は困難であるため、別調達としていただきたくお願いします。	現時点での費用積算が不可能なため。	要件明確化のため、以下について要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 17.1.4 キャパシティ管理業務 キャパシティ管理業務に係る要件は以下の通り。なお、キャパシティ管理業務に関する具体的な対応については、カジ管PJMOと協議の上、決定すること。 ・本調達事業者は今後の職員の増加や、業務の拡大等の動向から、リスク評価等を踏まえキャパシティ計画を立案すること。
221	要件定義書	120	21	第3章 非機能要件 17.2.1 サービスデスク	2	サービスデスク業務の受付時間帯をご教示いただけますでしょうか。	調達要件を明確にするため。	サービスデスク業務を含む、運用・保守対応時間については、以下に記載の通りとなります。 調達仕様書 第5章 作業の実施体制・方法 1 作業の実施体制 1.2.3 対応時間等 (1) 対応時間等
222	要件定義書	125	4	第3章 非機能要件 17.2.4 技術支援 (1) 技術支援業務	4	「・カジ管PJMOの求めに応じて、カジ管LANシステムに係る技術的な支援を行うこと。ただし、支援業務の規模・稼働時間によっては、カジ管PJMOと協議の上、決定すること。以下に技術支援の一例を示す。」との記載に関して、現時点で見込んでいる具体的な支援内容を記載していただくか、もしくは期間ごと（月次、四半期等）の発生頻度、想定工数等を記載していただき、定期的に稼働状況に応じた運用要員数の最適化を行う要件と変更していただきたい。	現在の記載内容では要件が不明確であり、より最適な提案内容の検討のため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。本要件は、サービスデスクで対応可能な範囲を想定しています。サービスデスクで対応出来ない場合は、カジ管PJMOと協議の上、決定します。
223	要件定義書	125	16	第3章 非機能要件 17.2.4 技術支援 (1) 技術支援業務	4	「・カジ管PJMOが実施するアンケートについて、設問設計、画面設計等の支援を実施すること。」との記載に関して、現時点で見込んでいる運用期間中の想定回数を記載していただきたい。	現在の記載内容では要件が不明確であり、より最適な提案内容の検討のため。	ご意見を参考に要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 17.2.4 技術支援 (1) 技術支援業務 ・カジ管PJMOが実施するアンケートについて、設問設計、画面設計等の支援を実施すること。なお、運用期間中に2回程度を想定すること。
224	要件定義書	126		第3章 非機能要件 17.2.5 Web掲載作業	3	Web掲載作業について、常駐作業ではなくリモート対応でもよいでしょうか。Web掲載に係る業務は、LAN機器の維持管理とは異なるスキルが求められることと、月当たりの対応時間が20時間と少ないことから、常駐とするとコストに見合わないと思われます。カジ管ウェブサイトをクラウドサービス上に構築した場合は、リモート作業が容易となります。 要件には、常駐員で実施とは明記されていなかったため、念のため確認です。	運用コスト最適化のため。	ご認識の通りです。「カジ管ウェブサイトをクラウドサービス上に構築した場合は、リモートによる作業も可です。
225	要件定義書	134		第3章 非機能要件 17.2.8 特定業務用システム管理 (2) ファイルサーバ等運用	3	「外付けハードディスク等のバックアップ媒体の定期的なローテーションを実施し、カジ管 PJMO より指定された場所へ保管すること。」とあります。ここで「カジ管PJMOの指定する場所」とはカジ管オフィス内を指しておりますでしょうか。場所を明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	詳細は契約締結後に提示いたします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
226	要件定義書	132	2	第3章 非機能要件 17.3.2 性能管理 (3) ☑クラウドサービス性能管理	4	「クラウドサービスの性能を監視し、情報を一元管理可能なこと。」「クラウドサービスの特性に応じた性能情報（稼働率、復旧時間、処理量、平均応答時間、ユーザ数等）を必要に応じて取得し、管理すること。」との記載に関して、クラウドサービス利用形態（IaaS, SaaS）などによって取得できる情報が異なります。クラウドサービスの性能情報の定義を明確化していただきたい。	製品の選定において情報の取得が可能か調査する必要があるため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。選択されたクラウドサービス毎に、管理可能な性能情報等を提示して頂きます。その上で、カジ管LANシステムとして必要となる性能情報の定義を、カジ管PJMOと協議の上、決定します。
227	要件定義書	132		第3章 非機能要件 17.3.2 性能管理 (3) ☑クラウドサービス性能管理	4	「クラウドサービスの特性に応じた性能情報（稼働率、復旧時間、処理量、平均応答時間、ユーザ数等）を必要に応じて取得し、管理すること。」とありますが、カジ管Webサイトの場合、ユーザ数とはアクセス数という意味でよいでしょうか。その旨、明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。カジ管Webサイトの場合、ユーザ数とはアクセス数という意味で問題ありません。
228	要件定義書	132		第3章 非機能要件 17.3.3 運用管理 (1) ☑ネットワーク運用	3	「第2章1.5 運用管理機能要件」を導入し、WAN回線及びWANルータを管理すること。」とありますが、「但し、WAN回線を回線事業者サービスを利用する場合は、回線事業者サービスによる管理でもよい」と明記いただきたくお願いします。	WAN回線を回線事業者のサービスを使用する場合、WAN回線及びWANルータの管理は、回線事業者のサービスとして実施します。運用管理機能の管理対象に含めることはできません。	ご意見を参考に要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 17.3.3運用管理 (1) ネットワーク運用 「第2章1.5 運用管理機能要件」を導入し、WAN回線及びWANルータを管理すること。ただし、回線事業者による運用管理のサービス利用も可とする。
229	要件定義書	135	10	第3章 非機能要件 17.3.3 運用管理 (5) ☑一ババックアップ管理 ②☑バックアップデータの復元	2	「障害発生時、又はカジ管PJMO の求めに応じ、バックアップセンターからデータを復元すること。」との記載に関して、発生した障害によってはデータセンターに格納しているバックアップデータで復元できると考えています。その場合、バックアップセンターからのデータの復元は対応不要という認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。バックアップデータから復元可能であれば、使用する復元データの保存場所は問いません。
230	要件定義書	135	10	第3章 非機能要件 17.3.3 運用管理 (5) ☑一ババックアップ管理 ②☑バックアップデータの復元	2	「障害発生時、又はカジ管PJMO の求めに応じ、バックアップセンターからデータを復元すること。」との記載に関して、P51「第2章1.5.5 バックアップ」に「取得したバックアップデータは、2つ以上の地理的に離れた拠点で保管するなどし、災害時・被災時の場合においてもバックアップデータが取得できること」と記載されていることから、データの復元が可能であれば、必ずしもバックアップセンターからデータ復元を行う必要は無いという認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。バックアップデータから復元可能であれば、使用する復元データの保存場所は問いません。
231	要件定義書	134		第3章 非機能要件 17.3.3 運用管理 (6)クラウドサービスにおけるバックアップ ①バックアップの取得	2	「クラウドサービス内でバックアップを実施していない場合、ツール、又は手動にてクラウドのバックアップを取得すること。」とあります。一般的にクラウドサービスにおいてバックアップは実施しておりますが、クラウド内のデータ保全是利用者の責任となるため、必要なデータは別途バックアップを取得することが望ましいと考えます。	クラウドにおけるデータ保全是確実にを行うため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。応札事業者側でバックアップを取得する提案を妨げるものではありません。
232	要件定義書	135		第3章 非機能要件 17.3.4 運用監視	3	「24 時間 365 日監視可能なこと。」とあります。こちらは、有人監視を24時間365日実施すること、という要件になりますでしょうか。システムとして24時間365日実施可能な状態であればよろしいでしょうか。有人監視の必要性有無を明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。システムとしての監視について、24時間365日を要件としております。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
233	要件定義書	135		第3章 非機能要件 17.3.4 運用監視	4	「24 時間 365 日監視可能なこと。」とあります。しかしながら、18.1.1 において「ネットワーク機器及びサーバ機器のハードウェア保守対応時間は平日 9:30~18:15 オンサイト対応とする。」とあり、オンサイト対応の制約があれば主に費用対効果の観点から監視時間もそれに準じたものにすべきものと考えます。	費用対効果を最大化するため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。システムとしての監視について、24時間365日を要件としております。オンサイト対応については、以下に記載の通りとなります。 第3章 非機能要件 18 保守に関する事項 18.1 ハードウェアの保守要件 18.1.1 ネットワーク機器及びサーバ機器のハードウェア保守要件
234	要件定義書	136		第3章 非機能要件 17.3.5 システム更新 (1)全体要件	4	「カジ管 PJMO の求めに応じて、カジ管 LAN システムの設計の見直し及び設定の修正を行うこと。」とあります。現時点においてどのような要求が発生するかは不明確であり費用積算は困難であるため、別調達としていただきたくお願いします。	現時点での費用積算が不可能なため。	ご意見を参考に、要件定義書の一部を変更いたします。 第3章 非機能要件 17.3.5 システム更新 (1)全体要件 カジ管 PJMO の求めに応じて、カジ管 LAN システムの設計の見直し及び設定の修正を行うこと。ただし、対応方法等については、カジ管PJMOと協議の上、決定すること。
235	要件定義書	139	16	第3章 非機能要件 17.3.5 システム更新 (4)行政端末	2	「・必要に応じて行政端末の更新を実施すること。更新の適用にあたっては、検証環境での事前動作確認を実施し、問題ないことを確認した上で行うこと。」との記載について、拠点の検証環境について、規定されておりません。想定される拠点の検証環境についてご教示ください。	要件の明確化のため。	検証環境については、下記に記載しております。 第2章 機能要件 1.1.15 災害時・非常時要件 (1) 共通要件 ・バックアップセンタの設備の有効活用の為、平常時は検証環境としての利用を可能とすること。
236	要件定義書	135		第3章 非機能要件 17.4.1 セキュリティ管理業務 (1)監視及び対応	3	「セキュリティ監視を 24 時間 365 で行うこと。」とあります。こちらは、有人監視を24時間365日実施すること、という要件になりますでしょうか。システムとして24時間365日実施可能な状態であればよろしいでしょうか。有人監視の必要性有無を明記いただきたくお願いします。	要件を明確にするため。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。システムとしての監視について、24時間365日を要件としております。
237	要件定義書	145	12	第3章 非機能要件 17.4.1 セキュリティ対策業務 (1)監視及び対応	2	「・セキュリティ監視を24 時間365 日で行うこと。なお、検知アラート、警告ログ等で緊急性の高いものが確認された場合は、自動的に遮断等を行うこと。遮断等の詳細な対応方針は、カジ管 PJMO と協議の上、決定すること。遮断対応後の報告は、業務時間内での対応も可とする。」との記載に関して、業務時間外の遮断対応を行った場合も、報告は業務時間内に実施するという認識で問題ありませんでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識の通りです。
238	要件定義書	146	4	第3章 機能要件 17.4.1 セキュリティ対策業務	2	以下2点の追加をご提案します。「不正・不審なファイル等を検知した場合、検体としてこれを解析し、ウイルスないしマルウェアか判定を行う事」「検体の提供後、2時間以内に解析を行い、必要な場合に対応するパターンファイルを提供する事」	ゼロデイ攻撃など、新種のウィルス、マルウェアの判定が困難な場合にこれを即座に解析して、被害拡大、情報漏洩等インシデント防止のため、パターンファイルを即座に作成して各機器に展開することが重要であると考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。
239	要件定義書	-	-	クラウドサービス	1	クラウドサービスに係る必須要件をのぞましい要件とし、事業者の提案の範囲としてはいかがでしょうか。	要件定義書に記載のあるクラウドサービスに係る必須要件は、オンプレミスでないすべてを満足しないものと考えております。 要件定義書1頁に「クラウド・バイ・デフォルト原則」の記載があり、クラウドサービスの利用を第一候補とするという方針があることを鑑みると、クラウドサービスに係る必須要件はのぞましい要件に変更し、幅広いクラウドサービスでの提案を受付けた上で審査されるのがよろしいかと考えます。	ご意見として承りましたが、要件定義書の通りとします。

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
240	要件定義書	-	-	共用端末	2	要件定義書89頁の「12.2.3 端末ソフトウェア」、同94頁の「12.3.2 共用端末」、その他共用端末に関わる記載を鑑みると共用端末はインターネット接続、無線LAN接続等によりカジノLANシステムに接続し、業務を行うことはないとの認識でよろしいでしょうか。 また、同95頁に「IEEE 802.11a/b/g/n/acの無線LAN機能を有すること。」との記載がございますが、これは同47頁の「資源配布管理機能」、同48頁の「遠隔作業」等の保守作業、補助作業のために用いるとの認識でよろしいでしょうか。	調達要件を明確にするため。	共用端末については、無線LANを用いてカジノLANシステムへ接続します。
241	要件定義書	-	-	プリンタ	2	要件定義書65頁の内容から、調達範囲のプリンタは以下の3種類と考えてよろしいでしょうか。 ①幹部用プリンタ 12台 ②サービスデスク用プリンタ 2台 ③特定業務用システム カラーレーザープリンタ 2台 また、各プリンタの要件は上記①②については同93頁の記載内容、上記③については同54頁の記載内容と捉えて差し支えないでしょうか。	調達範囲、調達要件を明確にするため。	各プリンタの要件は、下記に記載しております。 第3章 非機能要件 12.3.3 プリンタ・複合機要件 (1) 幹部用カラーレーザープリンタ (2) サービスデスク用カラーレーザープリンタ 第2章 機能要件 1.6 特定業務用システム要件 ⑥ カラーレーザープリンタ
242	要件定義書			全体	4	GSOCセンサーの導入有無をご教示ください。 導入予定の場合は、あわせて以下の情報を明記いただきますようお願いいたします。 ・導入箇所 ・機器点数 ・責任分界点（回線、設置スペース、電源など）	費用積算に必要なため。	必要な情報は資料閲覧時に開示します。